

務	00	01	5年
令和11年3月末まで保存			

備二第71号

(警務、総推、生企、刑企、交企、備一)

令和5年6月6日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

青森県警察災害警備計画の修正について

地震、津波、風水害等の自然災害対策及び原子力災害等の事故災害対策については、これまで「青森県警察災害警備計画の修正について」(令和4年4月7日付け備二第5号。以下「旧計画」という。)により運用してきたところである。

この度、国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正等に伴い、旧計画を別添のとおり修正し、各種災害対策に万全を期すこととしたので、職員に周知の上、適切な対応に努められたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧計画は廃止する。

記

1 運用開始年月日

令和5年6月7日

2 修正の要点（別紙参照）

- (1) 国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正を踏まえた修正
- (2) 青森県警察における各種施策等を踏まえた修正

3 組織改編及び業務移管への対応

本計画運用開始後、組織改編や業務移管により所掌事務に変更があった場合は、当該業務を所掌する所属が本計画記載の業務を引き継ぐものとする。

担当 警備第二課災害対策室

電子書庫掲載

概要掲載

別紙

修 正 の 要 点

1 修正の目的

警察庁が、国家公安委員会・警察庁防災業務計画を修正したこと、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本・千島地震」という。）に係る青森県警察災害対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）における検討状況等を踏まえ、青森県警察災害警備計画（令和4年4月）を修正するもの。

2 国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正を踏まえた修正

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正関係

ア 旧計画では、「第4章 津波災害対策」の中に、日本・千島地震に関する事項を記載していたが、国家公安委員会・警察庁防災業務計画に併せ、「第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及びこれに伴う津波災害対策」として個別に記載した。

イ 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の伝達要領（「北海道・三陸沖後発地震注意情報に対する警察措置について」（令和5年4月1日付け備二第2号）の内容）を記載した。

ウ 日本・千島地震に係る各種訓練の反復実施、警察職員に対する教養及び住民等に対する防災知識の普及について記載した。

(2) 原子力災害対策指針の修正関係

警察職員に係る被ばく線量の限度の具体的な指標を設定した。

例) 男性職員が緊急事態応急対策に従事する場合

5年間の実効線量の限度 100ミリシーベルト

1年間の実効線量の限度 50ミリシーベルト

(3) 防災基本計画の修正関係

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流を踏まえ、人的被害が発生するおそれがあるものとして、警察が具体的な状況を把握すべきものに「盛土」の状況を追加した。

3 青森県警察における各種施策等を踏まえた修正

(1) 検討委員会における検討を踏まえた修正

非常参集について、参集場所が津波浸水区域にある場合等で、個別の規定がある場合は当該規定に基づき対応することを記載した。

(2) 非常参集・招集の免除

青森県警察非常招集規程（平成18年3月青森県警察本部訓令第5号）の一部改正を受け、非常参集・招集の免除規定を追加した。

(3) その他

用語の整理、項目番号の調整等の所要の見直しを行った。

令和 5 年 6 月

青森県警察災害警備計画

青森県警察本部

目 次

第1章	総則	1
第1	目的及び構成	1
第2	準拠	1
第3	災害警備の対象	1
第4	用語の定義	1
第5	実施方針	2
第6	基本的任務	2
第2章	警備体制	4
第1	警備体制の種別	4
1	非常体制	4
2	警戒体制	4
3	準備体制	4
4	連絡体制	4
第2	災害警備本部等の設置	4
1	警察本部	4
2	警察署	5
3	他の都道府県において大規模災害等が発生した場合の措置	6
第3	警備部隊の編成及び運用	6
1	警備部隊の編成	6
2	部隊の運用	7
第4	職員の非常招集・非常参集	8
1	非常招集	8
2	非常参集	8
3	応招等の免除	9
4	平素の措置	9
第3章	地震災害対策	11
第1節	災害に備えての措置	11
第1	基礎資料の収集整備	11
第2	災害警備計画の策定	11
1	警察本部	11
2	警察署	11
第3	警察災害派遣隊の整備	11
第4	災害警備用装備資機材の整備充実	11
1	警察本部に整備すべき装備資機材	11
2	警察署に整備すべき装備資機材	12

3	交番、駐在所等に整備すべき装備資機材	-----	12
第5	警察施設の災害対策	-----	12
1	施設の耐震性等の強化	-----	12
2	代替施設の確保	-----	12
第6	教養訓練の実施	-----	13
1	教養項目	-----	13
2	訓練項目	-----	13
第7	災害警備用物資の備蓄等	-----	13
第8	業務継続性の確保	-----	14
第9	被留置者への対応	-----	14
1	非常計画の策定	-----	14
2	装備資機材等の整備	-----	14
3	検察庁等との連携	-----	14
第10	情報収集・連絡体制の整備	-----	14
1	情報収集の手段及び方法	-----	14
2	情報収集のための事前準備	-----	15
3	被災状況の把握及び評価	-----	15
第11	情報通信の確保	-----	15
1	通信の確保	-----	16
2	情報システム機能の確保	-----	16
第12	交通の確保に関する体制及び施設の整備	-----	16
1	交通管制施設及び交通管理体制の整備	-----	17
2	緊急通行車両に係る確認手続等	-----	17
3	運転者のとるべき措置の周知徹底	-----	17
4	隣接・近接県警察との協力体制の確立	-----	18
5	関係機関等との相互連携	-----	18
第13	避難誘導の措置	-----	18
1	避難場所等の周知徹底	-----	18
2	避難行動要支援者等への対応	-----	18
3	管理者対策	-----	19
4	広域的な避難者の受入れに関する調整	-----	19
5	帰宅困難者対策	-----	19
第14	被災者等への情報伝達	-----	19
第15	行方不明者等への対応	-----	19
1	体制の確立	-----	20
2	安否不明者等情報の精査及び市町村との連携	-----	20
第16	検視及び遺体の身元確認のための体制の整備	-----	20
1	遺体の取扱い	-----	20
2	遺体の身元確認の方法	-----	20

第17	住民等の防災活動の促進	-----	20
1	防災訓練の実施	-----	20
2	各種講習会等を通じた防災知識の普及	-----	21
3	避難行動要支援者等に対する配意	-----	21
4	企業に対する防災意識の普及	-----	21
第18	関係機関等との相互連携	-----	21
1	連絡・協力体制の確立	-----	21
2	各種団体等との協力体制の確立	-----	21
第19	複合災害対策	-----	21
第20	重要施設の警戒	-----	22
第21	被災者の支援	-----	22
1	大量の拾得物の取扱い	-----	22
2	運転免許証再交付手続の早期再開に向けた体制の整備	-----	22
第22	ボランティアの受入れのための環境の整備	-----	22
第23	大規模災害警備対策に関する調査及び研究	-----	23
第2節	災害時における措置（地震）	-----	23
第1	地震情報の受理・伝達等	-----	23
1	地震情報の受理と警察署への伝達	-----	23
2	市町村長等への通知	-----	23
第2	警備体制	-----	23
第3	職員の非常招集・非常参集	-----	23
第4	警察庁等への即報	-----	23
第5	災害警備本部等の設置	-----	23
1	警察本部	-----	23
2	警察署	-----	24
第6	庁舎防護及び来庁者に対する措置	-----	24
1	庁舎防護	-----	24
2	来庁者に対する措置	-----	24
第7	被留置者の取扱い	-----	24
1	被留置者の救出救助	-----	25
2	被留置者の不安除去	-----	25
3	避難のための護送準備	-----	25
4	避難のための護送措置	-----	25
5	解放措置	-----	25
6	委託留置	-----	25
7	報告・連絡	-----	26
第8	援助要請	-----	26
1	即応部隊の援助要請等	-----	26
2	一般部隊の援助要請	-----	26

第9	受援体制の確保	-----	26
第10	通信の確保	-----	27
第11	県災害対策本部等への連絡員の派遣	-----	28
1	警察本部	-----	28
2	警察署	-----	28
第12	情報の収集・連絡	-----	28
1	被害状況の把握及び報告	-----	28
2	警察庁等への報告等	-----	29
第13	救出救助活動等	-----	30
1	現地指揮所の設営	-----	30
2	指揮支援班の先行派遣	-----	30
3	その他の本部直轄部隊の派遣	-----	30
4	警察署における救出救助活動等	-----	31
5	救出救助活動時における留意事項	-----	31
6	航空機の運用調整等	-----	32
7	感染症対策	-----	32
第14	避難誘導等	-----	32
1	警察本部の措置	-----	32
2	警察署の措置	-----	32
第15	警戒区域の設定	-----	34
1	警戒区域の設定要領	-----	34
2	市町村との協力	-----	34
第16	二次災害の防止	-----	34
第17	緊急交通路の確保	-----	35
1	交通規制の実施	-----	35
2	輸送対象の想定	-----	35
3	交通規制の周知徹底	-----	36
4	その他緊急交通路確保のための措置	-----	36
5	関係機関等との連携	-----	36
第18	検視及び遺体の身元確認	-----	36
1	警察本部の措置	-----	37
2	警察署の措置	-----	37
第19	銃砲等及び危険物等に対する措置	-----	37
1	銃砲等の保管に関する指導	-----	37
2	危険物等に対する措置	-----	38
第20	社会秩序の維持	-----	38
1	警戒活動の強化	-----	38
2	各種不法事案の取締り	-----	39
第21	各種相談活動の実施	-----	40

1	相談窓口の設置等	40
2	関係機関との連携	40
第22	報道対応	40
1	適切な報道対応	40
2	現場広報隊の任務及び運用	41
3	災害警備活動に関する広報の推進に当たっての留意事項	41
第23	情報システムに関する措置	42
1	電子計算組織の機能回復	42
2	災害警備活動に必要な情報の共有	42
第24	給食、補給及び宿泊	42
1	給食	42
2	補給	43
3	宿泊・待機場所	43
第25	自発的支援の受入れ	43
1	ボランティアの受入れ	43
2	海外からの支援受入れ	43
第3節	災害復旧・復興	43
第1	警察施設の復旧	43
第2	暴力団排除活動の徹底	43
第3	交通規制の実施	44
第4	記録	44
第4章	津波災害対策	45
第1	地震災害対策との関係	45
第2	災害に備えての措置	45
1	津波警報・注意報等の伝達体制の整備	45
2	津波からの避難誘導等体制の整備	45
3	警察施設等の災害対策	46
4	交通管制施設及び交通管理体制の整備	46
5	教養訓練の実施等	46
6	被留置者への対応	47
第3	災害時の対策	47
1	津波警報・注意報等の伝達	47
2	避難誘導等	47
3	救出救助活動	47
4	検視及び遺体の身元確認	48
5	行方不明者等の相談活動等の実施	48
6	大量の拾得物の取扱い	48

第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及びこれに伴う津波災害対策	49
第1節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時にとるべき措置	49
第1	災害警備本部の設置等	49
第2	津波情報等又は後発地震への注意を促す情報等の伝達等	49
1	情報の収集・伝達	49
2	住民等への情報伝達活動	50
第3	社会秩序の維持	50
1	避難に伴う混乱等の防止	50
2	不法事案等の予防及び取締り	51
3	避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒	51
4	住民等による地域安全活動	51
第4	交通対策	51
1	交通規制	51
2	運転者等への周知活動	52
3	緊急通行車両の確認	52
4	関連対策	53
第5	警察施設等の点検及び整備	53
1	警察庁舎の防護措置	53
2	警察通信施設の機能維持のための措置	53
3	交通安全施設等の機能の確保措置	53
第6	積雪寒冷地特有の課題への措置	53
第7	後発地震に対して注意する措置を講ずる期間	54
第2節	後発地震に対して注意する措置を講ずる期間終了後における災害応急対策に係る措置	54
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	54
第1	緊急に整備すべき施設等の整備	54
第2	地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実	55
第4節	津波からの円滑な避難の確保及び迅速な救助	55
第5節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練	55
第1	訓練の実施	55
第2	訓練の内容	55
第6節	関係者との連携協力の確保	55
第7節	地震防災上必要な教養等	55
第1	警察職員に対する教養	55
第2	住民等に対する防災知識の普及	56
第6章	その他の自然災害対策	57
第1節	風水害対策	57
第1	県民の防災活動の促進	57

1	避難誘導対策	57
2	防災知識の普及	57
3	防災訓練等の実施	57
第2	警察施設等の災害対策	57
第3	災害発生直前の対策	57
1	風水害に関する警報等の伝達	57
2	具体的な措置	58
3	住民等の避難誘導	58
第4	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	59
第2節	火山災害対策	59
第1	火山防災協議会への参画	59
第2	情報の伝達、避難誘導体制の整備等	59
1	火山情報の伝達体制の整備	59
2	住民の避難誘導体制の整備	59
3	県、市町村との連携	59
第3	火山災害対策用装備資機材の整備充実等	59
第4	災害発生直前の対策	59
1	火山災害に関する情報の伝達	59
2	避難誘導	60
第5	二次災害の防止	60
第6	継続災害への対応	60
1	避難対策	60
2	安全確保対策	60
第3節	雪害対策	60
第1	災害に備えての措置	60
1	交通管制施設の整備	60
2	気象状況の伝達体制の整備	60
3	危険箇所の周知徹底	60
4	運転者への周知活動	60
5	緊急交通路の確保	61
6	道路管理者との調整	61
第2	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	61
第7章	原子力災害対策	62
第1	災害に備えての措置	62
1	緊急防護措置を準備する区域等における実態把握	62
2	関係機関との連絡体制の確立	62
3	広域避難計画策定等の支援	62
4	交通規制・避難誘導計画の作成	62

5	地域住民等に対する周知徹底	62
6	原子力災害警備用装備資機材の整備充実	62
7	職員に対する原子力防災知識等の教養	63
8	防災訓練の実施	63
第2	災害時における措置	63
1	情報の受理・連絡	63
2	警備体制の確立	63
3	安定ヨウ素剤の携行・服用指示	63
4	緊急事態応急対策等拠点施設への職員の派遣	63
5	周辺住民等への情報伝達	63
6	避難の誘導及び屋内退避の呼びかけ	64
7	交通の規制及び緊急輸送の支援	64
8	犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持	64
9	核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策	65
10	警察職員の被ばく対策	65
第3	対応の基準	65
第8章	その他の事故災害対策	66
第1	海上災害対策	66
1	災害に備えての措置	66
2	災害時における措置	66
第2	航空災害対策	66
1	災害に備えての措置	67
2	行方不明航空機等の捜索活動	67
3	災害時における措置	67
第3	鉄道災害対策	68
1	災害に備えての措置	68
2	災害時における措置	68
3	二次災害の防止	68
第4	道路災害対策	68
1	災害に備えての措置	68
2	災害時における措置	69
3	二次災害の防止	70
第5	危険物等災害対策	70
1	災害に備えての措置	70
2	災害時における措置	70
第6	火事災害対策	71
1	災害に備えての措置	71
2	災害時における措置	72

第 7	対応の基準	-----	72
第 9 章	災害警備計画等の報告	-----	73
第 1	災害警備計画	-----	73
第 2	災害警備本部要員等	-----	73
第 3	職員の非常参集手段等の報告	-----	73
第 4	災害警備活動の総括	-----	73

第1章 総則

第1 目的及び構成

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害警備活動の基本的事項を定めることにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護し、公共の安全と秩序を維持することを目的とする。

本計画の構成は、第2章を「警備体制」、第3章を「地震災害対策」、第4章を「津波災害対策」、第5章を「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及びこれに伴う津波災害対策」、第6章を「その他の自然災害対策」、第7章を「原子力災害対策」、第8章を「その他の事故災害対策」、第9章を「災害警備計画等の報告」とする。

第2章、第3章においては、本計画全体を通じた共通対策を記述するものとし、第4章から第8章までにおいて、その他の特記すべき事項を定める。

第2 準拠

災害警備に関する業務については、本計画によるほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本千島法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）、国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正について（令和4年12月8日付け警察庁丙備三発第8号）、青森県警察警備実施規程（昭和38年9月青森県警察本部訓令第27号）、その他別に定めるところによる。

第3 災害警備の対象

災害警備の対象は、災対法第2条第1項に規定する「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発」及びその他の大規模な事故による災害とする。

第4 用語の定義

1 この計画において、次に掲げる災害に関する用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 災害

自然災害及び事故災害をいう。

(2) 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の自然災害により生ずる被害をいう。

(3) 事故災害

次に掲げるものをいう。

ア 原子力災害

原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により県民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

イ 海上災害

多数の遭難者、安否不明者、死傷者等の発生を伴う船舶の衝突、乗揚、転

覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生又は船舶からの危険物の大
量流出等による海洋汚染、火災、爆発等をいう。

ウ 航空災害

多数の死傷者等の発生を伴う航空運送事業者の運航する航空機の墜落等を
いう。

エ 鉄道災害

多数の死傷者等の発生を伴う鉄軌道における列車の衝突等をいう。

オ 道路災害

多数の死傷者等の発生を伴う道路の陥没、トンネルの崩壊等道路構造物の
被災等をいう。

カ 危険物等災害

多数の死傷者等の発生を伴う危険物・高圧ガスの漏えい・流出、火災、爆
発又は毒物・劇物の飛散・漏えい・流出若しくは火薬類の火災・爆発をい
う。

キ 火事災害

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事及び火災による広範囲にわたる
林野の焼失等をいう。

(4) 大規模災害

広域的かつ甚大な被害が発生し、青森県警察（以下「県警察」という。）が
総力を挙げて災害警備活動を行う必要がある災害をいう。

2 この計画において、次に掲げる所属等に関する用語の意義は、それぞれ次のと
おりとするほか、青森県警察組織規則（昭和36年11月青森県公安委員会規則第15
号）に定めるところによる。

(1) 情報通信部

東北管区警察局青森県情報通信部をいう。

(2) 当直

警察本部の一般当直をいう。

第5 実施方針

本計画は、平成7年1月の阪神淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災及び近年
発生した大規模災害における警察の活動を踏まえたものであり、その実施に当た
っては、今後発生が予想される大規模災害にも的確に対処できるよう、県警察各部
門が相互に連携して一体的な活動を行うとともに、青森県（以下「県」という。）、
市町村、消防、自衛隊等の関係機関と緊密な連携を図り、総合的な防災対策を推進
し、県民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行うものとする。

第6 基本的任務

災害発生時における県警察の基本的任務は、次のとおりとする。

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 被害実態の早期把握

- 3 被災者の救出救助及び避難誘導
- 4 安否不明者等の調査及び捜索
- 5 緊急交通路の確保
- 6 検視及び遺体の身元確認
- 7 被災地域における社会秩序の維持
- 8 広報及び各種相談の受理
- 9 関係機関の活動に対する支援及び協力
- 10 その他災害警備活動に必要な措置

第2章 警備体制

第1 警備体制の種別

警察本部長（以下「本部長」という。）は、青森県内（以下「県内」という。）で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の種別、規模、被害状況等に応じて、次の設置基準に基づき、それぞれの警備体制を発令するものとする（別表1参照）。

なお、本部長は、災害の発生状況、被災状況、対策の実施状況等に応じて、警備体制を変更又は解除できるものとする。

1 非常体制

- (1) 県内において震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 県内において大津波警報又は津波警報が発表された場合
- (3) 県内において特別警報（波浪を除く。）が発表された場合
- (4) 突発的な災害により、県内において大規模な被害が発生した場合
- (5) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮に関する警報が発表され、県内において大規模な被害が発生するおそれがある場合
- (6) その他本部長が必要と認めた場合

2 警戒体制

- (1) 県内において震度5強の地震が発生した場合
- (2) 突発的な災害により、県内において相当な被害が発生した場合
- (3) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮に関する警報が発表され、県内において相当な被害が発生するおそれがある場合
- (4) その他本部長が必要と認めた場合

3 準備体制

- (1) 県内において震度5弱の地震が発生した場合
- (2) 県内において津波注意報が発表された場合
- (3) 突発的な災害により、県内において局所的な被害が発生した場合
- (4) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮に関する警報が発表され、県内の当該地域において被害が発生するおそれがある場合
- (5) その他本部長が必要と認めた場合

4 連絡体制

- (1) 県内において震度4の地震が発生した場合
- (2) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮に関する警報が発表された場合
- (3) その他本部長が必要と認めた場合

第2 災害警備本部等の設置

◆関係所属：全所属

1 警察本部

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、発令する警備体制に応じて、警察本部に災害警備本部、災害警戒本部、災害警備対策室又は災害

警備連絡室（以下「災害警備本部等」という。）を設置し、指揮体制を確立するものとする。

なお、本部長は、災害の規模、状況等に応じ、かつ、各所属において青森県警察大規模災害対応業務継続計画に定める継続の必要性が高い通常業務等に当たる人員を勘案して、災害警備本部等の編成を適宜変更することができる。

(1) 災害警備本部（非常体制）

本部長は、非常体制を発令した場合は、総合指揮室に自らを長とする災害警備本部を設置するものとし、その任務は、別表2のとおりとする。

なお、災害警備本部の編成、総合指揮室で対応する本部員（以下「指揮室本部員」という。）及び席図については別に定めるものとする。この場合において、指揮室本部員以外の職員は、自己の所属（以下「自所属」という。）で対応するものとする。

(2) 災害警戒本部（警戒体制）

本部長は、警戒体制を発令した場合は、総合指揮室に警備部長を長とする災害警戒本部を設置するものとし、その任務は、別表3のとおりとする。

なお、災害警戒本部の編成、指揮室本部員及び席図については別に定めるものとする。

ただし、警戒体制の設置基準のうち、県内において震度5強の地震が発生した場合で、県内における相当な被害が未だ把握できていない場合は、警備部員を非常参集し、それ以外の職員については、必要に応じ非常招集して運用するものとする。

(3) 災害警備対策室（準備体制）

本部長は、準備体制を発令した場合は、警備第二課に警備第二課長を長とする災害警備対策室（以下「警備対策室」という。）を設置するものとし、その任務は、別表4のとおりとする。

なお、警備対策室の編成については、別に定めるものとする。

(4) 災害警備連絡室（連絡体制）

本部長は、連絡体制を発令した場合は、警備第二課に災害対策室長を長とする災害警備連絡室（以下「警備連絡室」という。）を設置するものとし、その任務は、別表5のとおりとする。

なお、警備連絡室の編成については、別に定めるものとする。

2 警察署

警察署長（以下「署長」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本部長が発令する警備体制に応じて、署災害警備本部、署災害警戒本部、署災害警備対策室又は署災害警備連絡室（以下「署災害警備本部等」という。）を設置し、指揮体制を確立するものとする。

なお、署長は、災害の規模、状況等に応じ、かつ、各課において青森県警察大規模災害対応業務継続計画に定める継続の必要性が高い通常業務等に当たる人員

を勘案して、署災害警備本部等の編成を適宜変更することができる。

(1) 署災害警備本部（非常体制）

署長は、管内が非常体制下にある場合、又は本部長が非常体制を発令した場合は、署長を長とする署災害警備本部を設置するものとする。

この場合、各署が定める会議室等に署災害警備指揮本部を設置し、この章第3の1(2)に規定する警察署警備部隊（以下「署警備部隊」という。）を除く最大動員で編成するものとする。

(2) 署災害警戒本部（警戒体制）

署長は、管内が警戒体制下にある場合、又は本部長が警戒体制を発令した場合は、署長を長とする署災害警戒本部を設置し、災害の状況等に応じて署員を編成するものとする。

ただし、県内かつ管外において震度5強の地震が発生した場合は、警備課員は自所属に非常参集することとし、直轄部隊編成等に係る連絡調整を行うものとする。

なお、それ以外の署員については、必要に応じ非常招集して運用するものとする。

(3) 署災害警備対策室（準備体制）

署長は、管内が準備体制下にある場合、又は本部長が管内に準備体制を発令した場合は、警備課長を長とする署災害警備対策室を設置し、警備課員及び署長が必要と認める署員を編成するものとする。

(4) 署災害警備連絡室（連絡体制）

署長は、管内が連絡体制下にある場合、又は本部長が管内に連絡体制を発令した場合は、警備課長を長とする署災害警備連絡室を設置し、署長が必要と認める署員を編成するものとする。

3 他の都道府県において大規模災害等が発生した場合の措置

本部長は、他の都道府県において地震等が発生し、警察災害派遣隊の派遣による支援活動が予想される場合には、必要に応じて警察本部内に災害規模に応じた災害警備本部等を設置し、被災地への各種支援活動を迅速に行うものとする。

第3 警備部隊の編成及び運用

◆関係所属：全所属

本部長及び署長は、非常体制又は警戒体制下における災害警備活動を効果的に行うため、次により警備部隊を編成、運用するものとする。

1 警備部隊の編成

(1) 災害警備本部直轄部隊

本部長は、被災地での部隊活動が必要と認める場合は、災害警備本部直轄部隊（以下「本部直轄部隊」という。）を編成し、被災地を管轄する警察署に派遣するものとする。

非常体制下及び警戒体制下における本部直轄部隊編成及び発生方面別の差出

人員については、別に定めるものとする。

なお、各所属の動員数は、災害の規模等に応じ、かつ、各所属において青森県警察大規模災害対応業務継続計画に定める非常時優先業務等に当たる人員を勘案して本部長が決定するものとする。

(2) 署警備部隊

署長は、本部直轄部隊に準じて災害情報の収集、避難誘導、救出救助、交通規制等の任務に当たる署警備部隊を編成し、迅速な現場活動を行うものとする。

なお、各課の動員数は、災害の規模等に応じ、かつ、各所属において青森県警察大規模災害対応業務継続計画に定める非常時優先業務等に当たる人員を勘案して署長が決定するものとする。

2 部隊の運用

(1) 運用

ア 本部直轄部隊

(ア) 本部長は、被災地での部隊活動が必要と認める場合は、直ちに本部直轄部隊を派遣するものとし、被害状況を考慮し、長期にわたり災害警備活動が必要と認めるときは、速やかに交代の部隊を派遣するものとする。この場合において、本部直轄部隊は、派遣先署長の指揮下に入り、災害警備活動に従事するものとする。

(イ) 災害現場における広報が必要と認められる場合は、現場広報隊を派遣部隊に帯同し、災害警備活動に関する積極的かつ効果的な広報に当たらせるものとする。

(ウ) 警察災害派遣隊等県外からの支援部隊については、被害が甚大な地域など災害警備活動を重点的に行う地域に投入するものとする。

イ 署警備部隊

署長は、編成した署警備部隊により、直ちに災害情報の収集、避難誘導、救出救助、交通規制、火災による被害拡大防止等の活動を行うとともに、必要に応じて本部長に本部直轄部隊の応援を要請するものとする。

(2) 部隊運用上の留意事項

ア 災害発生直後は、通信の途絶により被害実態の把握が極めて困難となることから、あらゆる手段により被災状況・程度、二次被害の危険性、交通要点の状況等を収集・分析し、適切な運用に努めること。

イ 長期間の警備活動が予想される場合は、必要に応じて勤務変更や部隊の編成替えを行うなど、弾力的な部隊編成を行うこと。

ウ 各部隊の指揮官は、責任者を指定して活動状況を記録させ、任務終了後、署長及び本部長に報告すること。

エ 管内に被害が発生していない警察署においては、速やかに必要な部隊を編成し、応援出動に備えること。

オ 出動に当たっては、道路障害、交通渋滞その他の災害情報を事前に把握す

るなどして、確実に目的地へ到着できるよう、より安全かつ迅速な派遣ルートを選定すること。

カ 部隊の指揮官は、派遣先へ到着するまでに1時間以上を要する場合には、おおむね1時間に1回程度、本部長に現在地及び現在までに判明した被災状況を報告の上、別命の有無を確認すること。

第4 職員の非常招集・非常参集

◆関係所属：全所属

本部長及び署長は、県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、職員を招集又は参集する必要がある場合は、青森県警察非常招集規程（平成18年3月青森県警察本部訓令第5号。以下「非常招集規程」という。）、本計画（別表6）及び各警察署が定める災害警備計画（以下「署警備計画」という。）により、運用するものとする。

なお、参集場所が津波浸水区域等にある場合等で、個別の規定がある場合は、当該規定に基づき対応するものとする。

1 非常招集

担当所属長は、災害の発生による電話回線の不通及び通信制限に備え、携帯電話、衛星携帯電話等を活用した複数の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 非常参集

(1) 非常参集基準

職員は、次の場合においては、非常招集の発令を待たないで、直ちに参集するものとする。

ア 県内において震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 県内において大津波警報又は津波警報が発表された場合

ウ 県内において特別警報（波浪を除く。）が発表された場合

(2) 非常参集場所

職員は、執務時間の内外を問わず、原則として自所属に参集するものとする。

また、次に掲げる者は、次により参集するものとする。

ア 交通途絶で自所属に参集できない者

最寄りの警察署、警察本部分庁舎等の警察施設に参集するものとする。

イ 交番及び駐在所勤務の地域警察官

特に命じられた場合を除き、勤務する交番・駐在所に参集するものとする。

(3) 参集時の服装、携行品及び参集手段

ア 服装及び携行品

(ア) 服装は、災害警備活動に適した私服とする。

(イ) 勤務の長期化に備え、当面の活動に必要な服装及び携帶品の携行に留意するものとする。

イ 参集手段

(ア) 交通途絶時

道路、橋りょう等の損壊により交通が途絶している場合は、原則として、

徒歩、自転車又はバイクを利用して参集するものとする。また、道路、橋りょう等の損壊を想定し、複数の参集経路を検討しておくものとする。

(イ) 上記以外

徒歩、自転車又はバイク等あらゆる手段を講じて参集するものとする。

ウ 参集時の留意事項

(ア) 参集に1時間以上を要する場合には、可能な限りおおむね1時間ごとに現在地、周囲の状況等を自所属へ連絡するものとする。

(イ) 参集職員の把握は、警察本部にあっては各所属において、警察署にあっては署情に応じて行うとともに、直ちに部隊編成等ができるよう、あらかじめ指定された任務別に区別して把握するものとする。

(ウ) 参集経路、所要時間等は、参集後速やかに参集状況報告（様式第1号）により所属長へ報告すること。

(エ) 参集途中に把握した被害状況は、大規模自然災害の発生直後における迅速な情報収集のため、公用携帯電話等により現場を撮影し、撮影日時・場所、撮影者、概要等を記載の上、所定の送信先にメール送信するものとする。

なお、特に急を要する事項を把握した場合は、その都度110番等の方法により災害警備本部へ即報するものとする。

(オ) 各所属長は、30分ごとに応招・非常参集人員を把握し、非常招集規程に定める非常招集及び非常参集状況記録表（様式第2号）により本部長に報告するものとする。

3 応招等の免除

(1) 被災職員の対応要領

ア 自ら負傷し、入院等の救護措置を要する場合

医師の指示に従い、入院等の救護を受けるものとする。

なお、比較的軽傷で活動可能な者は、応急手当等を受けた後に参集するものとする。

イ 家族に死傷者が出了場合

(ア) 死亡又は重傷の場合は、参集することなく必要な措置に当たるものとする。

(イ) 比較的軽傷の場合は、応急救護、避難等の措置を講じた後に参集するものとする。

ウ 家屋のみ被災した場合

家族を安全な場所に避難させ、火災、盗難等の予防措置を講じた後に参集するものとする。

(2) その他の場合における応招等の免除

ア 出張又は休暇及び私事旅行中の者で、所属長がやむを得ないと認めた者

イ 育児、介護等の事情を有する者で、所属長がやむを得ないと認めた者

ウ その他所属長が応招又は参集を免除することが適当であると認めた者

4 平素の措置

職員は平素から、防災アプリ等を活用した災害情報の収集に努めるとともに、

家族との間で、具体的な安否確認の方法について検討しておくものとする。

第3章 地震災害対策

第1節 災害に備えての措置

第1 基礎資料の収集整備

署長は、平素から管内の地盤、人口動態及び道路、橋りょう等別表7に掲げる事項を調査し、基礎資料として整備・活用するものとする。

なお、調査に当たっては、県、市町村策定の地域防災計画（地震被害想定等）、水防計画等を参照するとともに、整備した基礎資料は隨時更新するものとする。

第2 災害警備計画の策定

1 警察本部

所属長は、本計画に定める災害警備本部等の組織及び所掌事務並びに本部直轄部隊の編成及び任務を踏まえ、あらかじめとるべき措置を定めておくものとする。

2 警察署

(1) 署長は、災害警備活動を迅速かつ適切に行うため、管内の実態に即した署警備計画を策定するものとする。

(2) 署警備計画の策定に当たっては、隣接警察署及び関係機関との連携を図り、本計画及び市町村地域防災計画との間に整合性を持たせるとともに、内容に具体性を持たせるなど、実効性のある計画となるよう配意するものとする。

第3 警察災害派遣隊の整備

◆関係所属：生活安全企画課、地域課、捜査第一課、鑑識課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備第二課、機動隊

関係所属長は、全国で大規模災害が発生した場合、青森県警察災害派遣隊の編成及び運用要綱に定める警察災害派遣隊の派遣に備え、平素から招集・派遣体制を整備しておくとともに、特に、同要綱に規定する即応部隊（以下「即応部隊」という。）については、隊員に対し、災害現場に即した環境下における救出・救助技能、自活能力の向上に向けた教養訓練を徹底するものとする。

なお、警察災害派遣隊の編成及び運用要綱は、別に定めるものとする。

第4 災害警備用装備資機材の整備充実

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、機動隊、警察署

関係所属長は、災害警備活動の長期化等の事態による装備資機材の不足を想定し、次の災害警備用装備資機材の整備に努めるとともに、現有装備資機材の適正な管理及び定期的な整備点検を行うものとする。

なお、災害発生時に小型重機、ショベルカー等、国、県、市町村及び建設業協会等からの派遣や借受けを行うものについては、その手続が円滑になされるよう、平素から緊密に連携しておくものとする。

1 警察本部に整備すべき装備資機材

- (1) スコップ、つるはし、のこぎり等救助用機材
- (2) 強力ライト等照明用機材
- (3) 可搬式標識、標示板等交通対策用機材

- (4) チェーンソー、エンジンカッター等救助用機材
- (5) 投光器等照明用機材
- (6) 発動発電機等非常用電源設備
- (7) トランジスターメガホン、拡声器等広報用機材
- (8) 脚付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板（インソール）等捜索用機材
- (9) 信号機電源附加装置（可搬式発動発電機）、緊急通行車両確認標章等交通規制用機材
- (10) レスキュー車、投光車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
- (11) 無人航空機、水中ドローン
- (12) 生存者探査機、エアージャッキ等救助用機材
- (13) エアーテント、可搬式ろ過器等後方支援用機材
- (14) 寝袋、簡易トイレ等自活用機材

2 警察署に整備すべき装備資機材

1 の(1)から(9)までに掲げる装備資機材及び管内地図

3 交番、駐在所等に整備すべき装備資機材

1 の(1)から(3)までに掲げる装備資機材

第5 警察施設の災害対策

1 施設の耐震性等の強化

◆関係所属：会計課、施設課、留置管理課、機動捜査隊、交通規制課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備第一課、警備第二課、機動隊、警察学校、情報通信部、警察署

関係所属長は、災害が発生した場合でも警察施設の機能を維持し、非常用電源、備蓄物資、装備資機材等を確実に利用できるようにするため、これらの適切な保管場所を選定するとともに、施設の耐震性、耐火性及び耐浪性の強化に努めるものとする。

2 代替施設の確保

◆関係所属：全所属

(1) 警察本部庁舎が被災し、庁舎全部又は一部の被害により、災害警備本部としての指揮機能が確保できない場合や各種警察業務を継続することが困難な場合に使用する代替施設は次のとおりとする。

機動隊

警察学校

青森県運転免許センター

(2) 各所属長は、警察本部が使用不能となった場合に備え、代替施設までの移動手段・経路、資機材の輸送手段等について検討し、職員に周知しておくものとする。

(3) 署長は、警察署が使用不能となった場合に備え、あらかじめ代替施設を確保するとともに、代替施設までの移動手段・経路、資機材の輸送手段等について検討し、署員に周知しておくものとする。

また、代替施設については、可能な限り災害危険箇所等の範囲外から選定するとともに、代替施設としての機能を維持するために必要な非常用電源の確保等に努めるものとする。

第6 教養訓練の実施

◆関係所属：全所属

各所属長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、職員自らの判断で迅速・的確に行動できるよう、災害に関する知識、装備資機材の保守管理・操作要領、災害発生時の具体的活動要領等について、次により計画的に教養訓練を行うものとする。

また、県、市町村等の関係機関が主催する総合防災訓練のほか、警備業者、自主防犯・防災組織、民間ボランティア団体、地域住民と連携した訓練等を通じて、官民一体となった災害対策に向けた体制を確立するものとする。

1 教養項目

- (1) 災害及び災害警備の知識
- (2) 災害関係法令及び警察・関係機関の責務
- (3) 管轄区域内の段階的被害予測
- (4) 災害警備計画及び初動措置要領
- (5) 災害警備用装備資機材の知識
- (6) 通信資機材の知識
- (7) 災害情報の分析及び報告要領
- (8) その他災害対策に必要な教養

2 訓練項目

- (1) 職員の招集及び参集
- (2) 災害情報の収集、連絡及び伝達
- (3) 災害警備用装備資機材の操作
- (4) 車両、警察用航空機、無人航空機、水中ドローン及び通信資機材の配備運用
- (5) 警備実施部隊の運用
- (6) 災害時の交通規制、放置車両及び道路上の障害物の除去、警備業者等と連携した交通安全誘導
- (7) 住民等の避難誘導
- (8) 被災者の救出救助
- (9) 被留置者の避難
- (10) その他災害警備活動に必要な事項

第7 災害警備用物資の備蓄等

◆関係所属：会計課、警備第二課、警察署

関係所属長は、災害警備活動に必要な物資の調達が著しく困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資及び感染防護資機材の適切な備蓄・管理及び調達体制の確立に努めるものとし、特に、即応部隊については、自活用として必要な日数分の食料、飲料水、非常用消耗品及び車両燃料が直ちに調達できる体制を確立しておくものとする。

第8 業務継続性の確保

◆関係所属：全所属

業務継続計画については、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策や優先度の高い業務の継続に必要となる人員や装備資機材等を的確に投入することなどを目的に策定した「青森県警察大規模災害対応業務継続計画」に基づき、事前の準備体制及び事後の対処能力の強化を図るものとする。

第9 被留置者への対応

◆関係所属：留置管理課、警察署

関係所属長は、災害発生時における被留置者の避難・移送等を適切に行うため、次の事項を推進するものとする。

1 非常計画の策定

避難場所の設定、夜間・休日に被災した場合の護送体制の確保、通信手段が途絶した場合の連絡方法等について、あらかじめ非常計画を策定しておくこと。

2 装備資機材等の整備

ライフラインが途絶した場合を想定し、非常用照明、備蓄用食料（3日分以上）、災害用トイレ等、被留置者の適切な処遇を確保するために必要な装備資機材の整備を図るとともに、医療体制及び護送体制の整備を図ること。

3 検察庁等との連携

災害発生時の対応要領について、あらかじめ検察庁等と協議するなど、平素から連携を図ること。

第10 情報収集・連絡体制の整備

1 情報収集の手段及び方法

◆関係所属：地域課、通信指令課、交通機動隊、警備第一課、警備第二課、外事課、情報通信部、警察署

(1) 関係所属長は、大規模災害発生時には110番通報等の緊急通報や無線通信が急増し、通信指令に係る業務が一定期間著しく増加することを想定し、通信指令要員を増強した緊急時の補完体制を構築しておくものとする。

(2) 関係所属長は、災害発時に交番、駐在所、自動車警ら係、白バイ、警察用航空機等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、通信指令課長の指示の下、災害警備本部が設置されるまでの間、通信指令課に情報が一元的に集約される体制の確立を図るものとする。

なお、災害発時に移動局が一斉に通信を行うことにより無線が輻輳した場合には、通信指令課長の判断により、呼び出し応答方式から宰領通話へ移行

するものとする。

- (3) 関係所属長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において県・市町村の防災担当課と円滑な連絡を行うことができるよう、平素から緊密な協力関係を構築するものとする。
- (4) 関係所属長は、災害発生時に被害の全体像を早期に把握するため、ライフライン（電話、電力、ガス、水道等の生活維持に不可欠な設備をいう。以下同じ。）及び報道機関から得るべき情報内容、担当者、非常時の連絡手段等について整備しておくとともに、これらとの協力体制を構築しておくものとする。

また、JR、タクシー等の交通機関、警備業者等から被害情報等が積極的に通報されるよう協力体制を構築しておくものとする。

2 情報収集のための事前準備

◆関係所属：施設課、通信指令課、警備第二課

- (1) 通信指令課長は、災害対応マニュアル等を策定し、災害時の応急活動に備えるとともに、平素から通信指令システム、ヘリコプター・レビシスistem（以下「ヘリテレ」という。）、交通監視カメラ等の画像情報を収集・送信する資機材を積極的に活用するものとする。
- (2) 警備第二課長は、災害発生時に応援派遣される警察用航空機の受入れ及び運用を円滑に行うための航空隊の体制を確保するとともに、広域運用マニュアルの見直しを図るなど、災害時の応急活動に備えるものとする。
- (3) 関係所属長は、災害発生時においても航空隊施設が継続して使用できるよう航空隊施設の耐震性の強化や停電時に必要となる電力量に見合う規模の発動発電機の確保等に努めるものとする。
- (4) 関係所属長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に県民から広く災害発生情報等が提供されるよう、広報等の取組を進めることとする。

3 被災状況の把握及び評価

◆関係所属等：警備第二課、警察署、当直

- (1) 警備第二課長は、大規模災害発生時に、各警察署から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の数の集約とは別に、通信指令課、災害警備本部等において、被災地から報告される警察署員の五感に基づく被害規模に関する情報（以下「生の声情報」という。）及び人的・物的被害に関する情報等に基づいて、直ちに概括的な被害情報（例えば「○○市内ではおよそ○百名が建物の下敷きになっている模様」、「立っていられない程の強い揺れが○分間続き、警察署の周辺地域では停電が発生している模様」）を把握及び評価し、警察庁及び管区警察局に報告する体制を整備するものとする。
- (2) 署長は、大規模災害発生時に、発災から10分以内に管轄市町村の「生の声情報」及び警察署周辺の被害状況を集約し、警備第二課又は当直に報告するものとする。

1 通信の確保

◆関係所属：情報通信部

情報通信部長は、災害発生時の通信の確保のため、次の事項を推進するものとする。

- (1) 警察通信施設の整備状況、性能等の十分な把握及び無線中継所の機能維持方策に関すること。
- (2) 機動警察通信隊による実践的対応訓練の実施等による事案対処能力の強化に関すること。
- (3) 災害発生時における衛星携帯電話等警察通信施設以外の通信手段の使用に関すること。
- (4) 警察施設等の新築、改築時等における通信機器等の設置スペースの確保、応急用通信機器等の設置方策及び搬送手段の確保に関すること。
- (5) 耐震構造、免震構造の導入等による警察通信施設の耐震性の向上に関すること。
- (6) 警察通信施設や非常用電源設備の定期点検の徹底に関すること。
- (7) 災害発生時の電力復旧や燃料の安定供給に資する関係事業者との連携に関すること。
- (8) 長期停電時等における警察通信施設の機能維持のため、非常用電源車の活用等協力すべき事項の検討に関すること。
- (9) 情報通信システムの障害への具体的対応要領の作成及び訓練の実施に関すること。

2 情報システム機能の確保

◆関係所属：情報管理課、情報通信部、警察署

(1) 耐震性の向上

関係所属長は、災害発時においても情報システムの機能を確保するため、次の事項を推進するものとする。

- ア 耐震構造、免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上に関すること。
イ 停電時における機能確保のための非常用電源の確保に関すること。

(2) 信頼性の向上

関係所属長は、災害発生後、情報システムの機能に障害が発生した場合において速やかにその機能を回復させるため、次の事項を推進するものとする。

- ア システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上に関すること。
イ 重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化に関すること。

第12 交通の確保に関する体制及び施設の整備

◆関係所属：施設課、交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許課、交

通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署

1 交通管制施設及び交通管理体制の整備

関係所属長は、災害発生時の交通規制を円滑に行うため、次の事項を推進するものとする。

- (1) 信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管制施設について耐震性を確保するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域的な交通管理体制の整備に関すること。
- (2) 支援協定等を締結している一般社団法人青森県警備業協会（以下「県警備業協会」という。）、一般社団法人日本自動車連盟東北本部青森支部（J A F 青森支部）、東北電力株式会社青森支店及び東北電力ネットワーク株式会社青森支社（以下「東北電力」という。）と、交通誘導の実施等応急対策業務の協議及び訓練に関すること。
- (3) 主要幹線道路に設置されている重要な信号機について、信号機電源付加装置の整備推進に関すること。
- (4) 信号機電源付加装置が整備されていない信号機の減灯対策として、可搬式発動発電機の整備を推進するとともに、停電時に優先的に発電機を接続する信号機の選定及び操作マニュアルの作成・周知に関すること。

2 緊急通行車両に係る確認手続等

関係所属長は、青森県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認を適切かつ円滑に行うため、次の事項を推進するものとする。

- (1) 事前届出・確認制度の整備に関すること。
- (2) 公的機関に対する緊急通行車両事前届出制度の周知に関すること。
- (3) 職員に対する定期的な教養の実施に関すること。
- (4) 標章及び証明書の備蓄に関すること。

3 運転者のとるべき措置の周知徹底

関係所属長は、災害発生時における運転者のとるべき措置について、各種講習、会合等の機会を活用し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 車両を運転中である場合

- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、カーラジオやS N S等により災害情報及び交通情報を収集し、その内容及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- エ 車両を置いて避難するときは、なるべく車両を道路外の場所に移動すること。
- オ やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の措置をとった上で、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所を避け、道路の左側に寄せて駐車すること。

- (ア) エンジンを切ること。
 - (イ) エンジンキーは付けたままにしておくこと。
 - (ウ) 窓を閉めておくこと。
 - (エ) ドアはロックしないこと。
- (2) 車両を運転中以外である場合
- ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (3) 一般車両が災対法に基づく交通規制による通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。ウにおいて同じ。）にある場合
- ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所に移動させること。
 - イ 速やかに移動することが困難なときは、(1)のエ及びオの要領により車両を駐車して避難すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車すること。
 - エ ウの場合において、警察官の指示に従わず、又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることができ、やむを得ない限度において、車両等を損壊できること。
- 4 隣接・近接県警察との協力体制の確立
- 関係所属長は、大規模災害発生時の相互支援、広域交通規制等について、隣接・近接県警察と事前に協力体制を確立しておくものとする。
- 5 関係機関等との相互連携
- 関係所属長は、大規模災害発生時の緊急交通路等の道路機能を確保するため、道路管理者、防災関係機関・団体等との協力体制を確立しておくものとする。
- また、交通規制を円滑に実施するため、大規模災害発生時に交通誘導の支援を要請する県警備業協会のほか、交通指導員との連携を強化するものとする。

第13 避難誘導の措置

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

関係所属長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民等の避難誘導を適切に行うため、次の事項を推進するものとする。

1 避難場所等の周知徹底

平素の警察活動を通じて、地域住民等に対し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難場所、避難経路、避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

2 避難行動要支援者等への対応

県、市町村等と緊密に連携しながら、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、避難行動要支援者（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの。以下同じ。）その他の災害時に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者等」という。）の実態把握等に努めるものとする。また、市町村から避難行動要支援者名簿（避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。以下同じ。）及び個別避難計画（避難行動要支援者について避難支援等を実施するために避難行動要支援者ごとに作成される計画）に記載し、又は記録された情報（以下「名簿等情報」という。）の提供を受けたときは、名簿等情報の漏えい防止等必要な措置を講じるものとする。

3 管理者対策

デパート、高層ビル、劇場その他の多数の人が集合する場所の管理者に対し、非常時における避難誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等について検討を要請するものとする。

4 広域的な避難者の受入れに関する調整

隣接・近接県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の広域的な避難者の受入れに関し、青森県防災会議等において必要な調整を行うものとする。

5 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合の帰宅困難者の発生に備え、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について、自治体等と連携して平素から積極的に広報するとともに、一時退避場所等の実態を把握し、帰宅困難者の避難誘導方法について検討するものとする。

第14 被災者等への情報伝達

◆関係所属：地域課、警備第二課、警察署

関係所属長は、災害発生後の経過に応じて、又は引き続き災害発生のおそれがあるとき、被災者等に伝達すべき情報について、あらかじめ整理しておくものとする。その際、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、県民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するものとする。また、住民からの問合せ等に対応できる体制を整備するものとする。

あわせて、自主防犯組織等を通じた地域安全情報等の伝達のための体制の整備を図るとともに、必要に応じてパソコン、拡声器、車両等情報伝達機能の整備にも配意するものとする。

第15 行方不明者等への対応

◆関係所属：人身安全対策課、警察署

関係所属長は、災害に係わる行方不明者等の相談に対して適切に対応するため、

次の事項を推進するものとする。

1 体制の確立

災害に係わると思料される相談、行方不明者等の受理について、情報管理・データ入力等の処理体制を確立しておくとともに、フリーダイヤルなど特別回線の設置等を検討しておくものとする。

2 安否不明者等情報の精査及び市町村との連携

届出や相談の重複を排除するとともに住民基本台帳、避難者情報との突き合わせ等の精査を徹底するため、市町村との連絡体制を整備しておくものとする。

第16 検視及び遺体の身元確認のための体制整備

◆関係所属：捜査第一課、鑑識課、科学捜査研究所、警察署

関係所属長は、災害発生時における検視及び遺体の身元確認（以下「検視等」という。）を適切に行うため、次の事項を推進するものとする。

1 遺体の取扱い

(1) 検視等の場所の確保

県及び市町村と緊密に連携し、検視等の実施又は遺体安置のための場所として長期間使用することが可能な施設を複数指定しておくこと。

(2) 検案医との協力体制の確立

多数遺体の検視に必要な検案医確保のため、青森県警察医会、青森県警察歯科協力医会等との協力体制を確保するとともに、他府県からの医師等の受入れのための体制について事前に十分検討しておくこと。

(3) 県及び市町村への働き掛け

身元不明遺体や身元が判明しているものの遺族等の事情により引渡しが困難な遺体の埋火葬に関し、他の自治体との協力関係の構築について、県及び市町村に働き掛けること。

2 遺体の身元確認の方法

遺体の指紋、DNA型検査資料、歯牙情報等資料の多角的な採取方法、収集すべき物品、被災者への周知等について処理要領を作成しておくこと。

第17 住民等の防災活動の促進

◆関係所属：地域課、警備第二課、警察署

関係所属長は、住民等の防災活動を促進するため、次の事項を推進するものとする。

1 防災訓練の実施

防災関係機関、住民等と一体的な災害警備活動を展開するため、県及び市町村が主催する総合防災訓練、自衛隊、消防その他の機関と連携した訓練、自主防犯・防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練の計画的な実施に努めるものとする。

また、訓練に当たっては、災害時に住民がとるべき行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の実践的な内容となるよう配意するものとする。

2 各種講習会等を通じた防災知識の普及

平素から講習会、研修会等の場を通じ、地域住民等に対し大規模地震の危険性について実例を示しながら周知させるとともに、家庭での安全対策、家族間の連絡手段のほか、車両の運転時や避難場所での行動等、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動や防災知識の普及を図るものとする。

3 避難行動要支援者等に対する配意

防災訓練の実施、防災知識の普及等に当たっては、避難行動要支援者等に十分配意するとともに、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

4 企業に対する防災意識の普及

企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的参加を呼び掛け、防災に関する助言等を行うものとする。

第18 関係機関等との相互連携

1 連絡・協力体制の確立

◆関係所属：広報課、教養課、生活安全企画課、人身安全対策課、地域課、捜査第一課、鑑識課、交通規制課、警備第一課、警備第二課、警察署

関係所属長は、平素から関係機関、事業者等と緊密に連携し、災害発生時における災害警備活動を円滑かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項について相互に確認するとともに、協力体制の整備に努めるものとする。

- (1) 情報の伝達に関すること。
- (2) 交通規制に関すること。
- (3) 住民、避難行動要支援者等の避難誘導及び帰宅困難者対策に関するこ。
- (4) 負傷者の救出救護及び行方不明者等の捜索に関するこ。
- (5) 警戒区域の設定に関するこ。
- (6) 混乱の防止措置に関するこ。
- (7) 遺体の収容・検視場所の確保、身元確認等に関するこ。
- (8) 県及び市町村災害対策本部への連絡員の派遣に関するこ。
- (9) 警察災害派遣隊等支援部隊の集結・野営場所等の確保に関するこ。
- (10) その他災害警備活動に必要な事項に関するこ。

2 各種団体等との協力体制の確立

◆関係所属：生活安全企画課、地域課、警備第二課、警察署

関係所属長は、大規模災害発生後に予想される食料品、衣類、建築資材等の生活関連物資や復興資材に対する略奪事犯その他混乱に乗じて敢行されるおそれのある犯罪を防止するため、平素から関係事業者で組織する団体、防犯団体、町内会等の民間組織との協力体制を確立しておくものとする。

第19 複合災害対策

◆関係所属：警備第二課、情報通信部、警察署

関係所属長は、常に複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合的に発生することにより被害が深刻化する災害をいう。）の発生を念頭に置き、様々な事態を想定した職員の招集・収集、災害警備本部等の立上げ等の図上・実動訓練を行うとともに、必要に応じて災害警備計画の見直しを図るものとする。

第20 重要施設の警戒

◆関係所属：地域課、警備第二課、警察署

関係所属長は、大規模災害発生時において、あらかじめ警戒すべき重要施設を指定した上で、必要な警戒計画を策定するものとする。

第21 被災者の支援

1 大量の拾得物の取扱い

◆関係所属：会計課、生活保安課、警察署

関係所属長は、災害に伴って発生する大量の拾得物の取扱いを適切かつ円滑に行うため、次の事項を推進するものとする。

(1) 保管場所及び職員の確保

拾得物件の保管に必要な場所、拾得物件の受理、遺失者への返還等の処理に要する職員の確保に努めること。

(2) 情報の共有体制の整備

各警察署における拾得物件の取扱状況に関する情報が速やかに共有できるよう、必要な体制を整備しておくこと。

(3) 危険物等の取扱要領の整備

銃砲刀剣類（以下「銃砲等」という。）その他の禁制品や危険物が流出した場合の措置要領について整備しておくこと。

2 運転免許証再交付手続の早期再開に向けた体制の整備

◆関係所属：情報管理課、運転免許課、関係警察署

関係所属長は、災害発生後、亡失・滅失した運転免許証の再交付手続を早期に再開させるため、次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 青森県運転免許センター、警察署等が被災した場合に、臨時の受付窓口を設置するなど、被災者の利便を考慮した措置を講ずることができる体制の整備にすること。

(2) 運転者管理システム、免許台帳ファイリングシステムのサーバ等に保存されている運転免許関連データを保護するため、耐震性等を考慮し、あらかじめ災害に強い施設を指定した上での分散保管に関するここと。

第22 ボランティアの受け入れのための環境整備

◆関係所属：警備第二課、警察署

関係所属長は、被災後における各種犯罪・事故を未然に防止し、被災住民等の不安を除去するため、ボランティア組織と連携を図るものとする。

また、必要に応じて資機材の整備に努めるものとする。

第23 大規模災害警備対策に関する調査及び研究

◆関係所属：警務課、総務事務推進課、生活安全企画課、刑事企画課、交通企画課、警備第二課、情報通信部、警察署

関係所属長は、大規模災害発生時の災害警備活動を的確に行うため、次の事項について調査及び研究を進めるものとする。

- (1) 大規模災害に係る社会秩序の維持に関すること。
- (2) 大規模災害に係る交通対策に関すること。
- (3) 大規模災害に係る避難誘導対策に関すること。
- (4) 地震予知に関する情報が発表された場合の警察措置に関すること。
- (5) その他の大規模災害警備活動に関すること。

第2節 災害時における措置（地震）

第1 地震情報の受理・伝達等

◆関係所属等：通信指令課、警備第二課、当直、警察署

1 地震情報の受理と警察署への伝達

警備第二課長（執務時間外は通信指令長及び当直責任者）は、青森地方気象台が県内に地震情報（震度4以上）を発表した場合は、地震情報が発表された対象地域を管轄する警察署へ伝達するものとする。

2 市町村長等への通知

署長は、警備第二課長から地震情報の伝達を受けたときは、直ちに管内の交番及び駐在所に伝達するとともに、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項に基づき、市町村長に通知するものとする。

第2 警備体制

◆関係所属：警備第二課

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本計画に定める必要な警備体制をとるものとする。

第3 職員の非常招集・非常参集

◆関係所属：全所属

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、参集する職員のほか、直ちに必要な職員を招集して、災害警備本部等を設置するものとする。

第4 警察庁等への即報

◆関係所属等：警備第二課、当直

警備第二課長（執務時間外は当直責任者）は、県内で震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに事案把握をするとともに警察庁及び東北管区警察局（以下「警察庁等」という。）に速やかに事案概要を即報するものとする。

なお、その後の被害状況等の報告は、逐次行うものとする。

第5 災害警備本部等の設置

◆関係所属等：警備第二課、情報通信部、当直、警察署

1 警察本部

災害警備（警戒） 本部は、総合指揮室に設置するものとする。ただし、警察本部庁舎が被災し、庁舎全部又は一部の被害により、災害警備（警戒）本部としての指揮機能が確保できない場合や各種警察業務を継続することが困難な場合は、あらかじめ指定した代替施設に設置するものとする。

この場合において、関係所属長等は、速やかに災害警備（警戒）本部の運営に必要な職員の確保、装備等の準備を行うものとする。

2 警察署

署長は、庁舎及び管内の被害状況並びに有線・無線による連絡方法等を考慮して、活動に最も適した場所に署災害警備指揮本部等を設置するものとする。

ただし、庁舎が被災し、庁舎全部又は一部の被害により、災害警備（警戒）指揮本部としての指揮機能が確保できない場合や各種警察業務を継続することが困難な場合は、あらかじめ指定した代替施設に設置するものとする。

第6 庁舎防護及び来庁者に対する措置

◆関係所属等：全所属、当直

1 庁舎防護

各所属長及び当直責任者は、次により庁舎防護措置を講ずるものとする。

- (1) 庁舎内の被災状況を点検するとともに、漏電、ガス漏れ、水道管の破裂等を発見した場合は、必要な応急措置を講ずるものとする。
- (2) 拳銃及び実包の保管場所、危険物貯蔵場所その他爆発又は出火のおそれがある場所の防災措置を講ずるものとする。
- (3) 交番、駐在所等においては、拳銃、備付簿冊等の盗難又は焼失の防止措置を講ずるものとする。
- (4) 非常持ち出し物品の搬出、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 車両等装備資機材を迅速に安全な場所へ移動・搬出するものとする。
- (6) 夜間は、照明用具を確保するほか、発動発電機等非常用電源による送電を準備するものとする。この場合、通電による火災の発生防止に配意するものとする。
- (7) 庁舎の復旧・整備は、警察活動の緊急性を考慮して優先度を定めて行うものとする。
- (8) 警察本部庁舎以外の施設においては、庁舎及びその周辺の被害状況を報告させるものとする。

なお、通信手段が途絶したときは、連絡員を派遣するなど、必要な手段を用いて報告させるものとする。

2 来庁者に対する措置

来庁者に対する注意喚起、安全な場所への避難誘導を行うとともに、負傷者がある場合には、必要な応急救護措置を講ずるものとする。

第7 被留置者の取扱い

◆関係所属：留置管理課、警察署

1 被留置者の救出救助

留置施設に係る留置業務に従事する警察官（以下「留置担当官」という。）は、 庁舎の損壊、火災の発生等による被留置者の死傷事案が発生し、又はその危険が切迫している場合には、直ちに被留置者の救出救助活動を実施するものとする。

2 被留置者の不安除去

留置担当官は、被留置者に対し適宜地震情報を知らせるとともに、危険が切迫した場合の避難措置等を教示することにより、被留置者の不安感を除去し、留置場内の混乱防止に努めるものとする。

3 避難のための護送準備

署長は、被留置者の避難のための護送が予想される場合には、次により事前準備を行うものとする。

- (1) 被留置者1人に対して原則として留置担当官2人以上の監視体制がとられるよう留置担当官を増員するとともに、状況により腰縄及び手錠を施し、留置施設内に待機させるものとする。
- (2) 留置施設出入口又は非常口扉を速やかに開扉できるよう、留置担当官を配置するものとする。
- (3) 幹部を責任者に指定し、無線機等を携行させるとともに、必要な車両及び運転者を確保するものとする。

4 避難のための護送措置

署長は、被災状況等から被留置者の避難のため護送を必要と認めた場合は、あらかじめ指定された避難場所のうち、最も安全かつ戒護上適当な場所を選定し護送するものとする。

この場合において、署長は、被留置者の人数、避難場所の状況等を考慮し、必要に応じて留置担当官を増強配置するものとする。

5 解放措置

署長は、被災状況等を考慮し、被留置者を避難のため護送するいとまがなく、又は避難のため護送をしても危険を防ぐことができないと認められるときは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第215条の規定に基づき、次により被留置者を解放するものとする。

- (1) 避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、留置施設又は指定した場所に出頭するよう告知するとともに、出頭しない場合は、同法違反が成立する旨を告げた上で解放するものとする。
- (2) (1)に規定する告知の際には、「避難を必要とする状況がなくなった後速やかに」の趣旨について具体的に説明するものとする。

6 委託留置

署長は、警察署の崩壊、焼失等によって被留置者を留置することができないと認める場合は、送致前の被留置者については最寄りの警察署に委託留置するものとし、その他の被留置者については検察庁に連絡の上、留置先を調整するものと

する。

なお、委託留置先及び人員については、警察本部と調整を行うこととし、警察本部との通信が途絶している場合は、警察署間で調整を行い、事後に本部長に報告するものとする。

7 報告・連絡

- (1) 署長は、被留置者の避難のための護送又は解放を行うときは、事前に本部長の指揮を受けるものとする。ただし、指揮を受けるいとまのないときは、当該措置をとった後、速やかに措置内容を本部長に報告するものとする。
- (2) 留置施設に代替収容されている被疑者、被告人の避難のための護送又は解放については、原則として事前に検察庁、裁判所等に連絡するものとする。

第8 援助要請

◆関係所属：総務課、警備第二課

1 即応部隊の援助要請等

本部長は、災害の規模が大きく、自県の警備力のみでは対処できない場合は、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定に基づき、次の事項を明示し、警察庁等に対し速やかに警察災害派遣隊（即応部隊）及び装備資機材の援助要請を行うものとする。

- (1) 援助を必要とする理由
- (2) 援助を必要とする人員、装備資機材、服装、携行品、帶同車両・航空機等
- (3) 援助部隊の派遣期間、場所及び任務
- (4) 経路、集結場所及び給油場所
- (5) その他必要と認められる事項

2 一般部隊の援助要請

本部長は、災害への対応が長期間にわたると認める場合は、警察庁等に対し速やかに警察災害派遣隊（一般部隊）の援助要請を行うものとする。

第9 受援体制の確保

◆関係所属：教養課、会計課、施設課、総務事務推進課、警備第二課、警察学校、情報通信部、警察署

本部長は、警察災害派遣隊等の受入れを円滑に行うため、受援連絡隊を派遣部隊の規模・任務等に応じて配置するとともに、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 派遣部隊の到着日時・場所、帶同車両、誘導コース、配置場所、任務等を確認し、警察災害派遣隊等の指揮官の補佐に関するこ。
- (2) 派遣部隊との合流場所、配置場所、宿泊施設等への誘導その他受入れに伴う連絡に関するこ。
- (3) 警察災害派遣隊等の規模・種別、入県経路、活動区域、二次災害の危険性、部隊の集結場所及び宿舎・野営場所の選定に関するこ（被災地の住民感情等に十分配意すること。また、部隊の規模等から警察施設だけで対応できない場合は、公共施設の借上げ、民間施設の確保等により対応すること。）。

- (4) 警備本部と応援部隊との間の報告連絡に関すること。

第10 通信の確保

◆関係所属：通信指令課、情報通信部、警察署

関係所属長は、通信施設の被災状況に応じて、次により速やかに必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 警察庁、東北管区警察局及び各警察署に対する有線通話の回線試験を実施し、障害状況を把握するものとする。
- (2) 県内1・2系及び共通系により、各警察署との通話試験を実施するとともに、各無線基地局を遠隔監視し、障害状況を把握するものとする。
- (3) 応急通信機器を設置し、必要な通信を確保するものとする。
- (4) 宰領通話又は集中運用による通話統制を行い、有線・無線ともに震災関連の通話を優先するものとする。
- (5) 通信指令課の機能が停止した場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 警察庁等への支援要請

警察庁等に対し、代替通信機器により必要な機器、職員等の支援要請を行うものとする。

イ 他機関への要請

(ア) 東日本電信電話株式会社(NTT)への要請

110番通報迂回措置、衛星・迂回回線確保、障害回線の早期復旧及び警察本部と警察署との間の臨時専用回線の設置について要請するものとする。

(イ) 東北電力への要請

「災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定」(令和3年3月1日締結)に基づき、応急予備電源の確保及び停電の早期復旧について要請するものとする。

ウ 応急通信機器の設置

(ア) 災害警備本部、代替施設に応急県内系無線機を開設するものとする。

(イ) 衛星通信車等の受援により警察電話及び映像回線を確保するものとする。

- (6) 警察署の通信機能が停止した場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 県内系無線回線の確保

車載無線機、携帯無線機等により、県内系無線回線を確保するものとする。

イ 警察署臨時設備の設置

(ア) 衛星通信設備、高度警察情報通信基盤システム(PⅢ：ポリストリブルアイ)等により、警察本部と警察署との間の警察電話回線を確保するものとする。

(イ) ファクシミリ等必要な通信機器を警察署へ配置するものとする。

(ウ) 固定無線設備を配置し、通信系を確保するものとする。

第11 県災害対策本部等への連絡員の派遣

◆関係所属：捜査第一課、交通規制課、警備第二課、警察署

1 警察本部

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあることから、県に災害対策本部等が設置された場合は、同本部等との連携及び協力体制を整えるため、必要に応じて連絡員を派遣するものとする。この場合において、当該職員に対し、携帯無線機その他必要な資機材を携行させるものとする。

2 警察署

署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあることから、管轄市町村に災害対策本部等が設置された場合又は避難指示が発令された場合は、同本部等との連携及び協力体制を整えるため、速やかに連絡員を派遣するものとする。

なお、派遣する職員については、署の規模に応じた可能な限り上位の階級の職員を派遣するとともに、携帯無線機その他必要な資機材を携行させ、被害情報、避難指示の発令状況及び避難所情報等の収集を行うこととする。

第12 情報の収集・連絡

◆関係所属：警備第一課、警備第二課、外事課、警察署

1 被害状況の把握及び報告

署長は、管内市町村ごとの生の声情報を収集するほか、次に掲げる事項について速やかに情報収集を行い、講じた警察措置とともに応援の必要性の有無について、本部長に報告するものとする。

(1) 初期段階の把握事項

- ア 死傷者、安否不明者等の状況
- イ 警察施設の被害状況
- ウ 家屋、ビル等の倒壊状況
- エ 火災の発生状況
- オ 主要道路・橋りょうの損壊状況
- カ ライフライン、東日本旅客鉄道株式会社(ＪＲ東日本)等交通機関の被害状況
- キ 津波の到達状況
- ク 重要施設の被害状況
- ケ 災害の拡大状況及び見通し
- コ 住民の避難状況
- サ 救出救護の実施状況
- シ その他必要と認められる事項

(2) その後の段階の把握事項

- ア 人的・物的被害状況
- イ 警備部隊の配置及び運用状況
- ウ 安否不明者等の捜索実施状況
- エ 交通規制の実施状況

- オ ライフライン等の復旧状況及び見通し
- カ 関係機関の行った救護対策
- キ 被災者の動向
- ク 治安状況
- ケ 流言飛語の状況
- コ 火災の原因及び被害拡大の要因
- サ その他必要と認められる事項

(3) 情報収集上の留意事項

情報収集に当たっては、参集者からの目撃情報を集約するとともに、各部隊員に対しては、収集事項及び収集要領を具体的に示して行うほか、情報収集部隊の私服運用も併せて考慮するものとする。

また、県・市町村等の関係機関、ライフライン等関連事業者、警備業者、警察協力者（団体）等と緊密に連絡体制を確立するなど、必要な情報を円滑に入手できる措置をとるものとする。

(4) 報告要領

ア 初期段階の報告

電話、無線等所要の手段により直ちに大規模地震が発生した旨の即報を行うとともに、管内の被災概要について、被災概要即報（様式第3号）により、第一報を発生後20分以内を目処に、続報はおおむね1時間に1回をめどに報告するものとする。

イ その後の報告

次の様式により、本部長が指定した時間に被害状況を報告するものとする。

- (ア) 災害発生即報（別途通知）
- (イ) 死亡者名簿（様式第4号）
- (ウ) 負傷者名簿（様式第5号）
- (エ) 被災世帯名簿（様式第6号）
- (オ) 避難者名簿（様式第7号）

ウ 災害復旧状況等の報告

各部隊の配置及び運用状況、交通規制の実施状況、ライフラインの復旧見通し、避難所・避難住民の状況、被災地の治安状況等について、状況が判明した都度、電話、無線等所要の手段により報告するものとする。

2 警察庁等への報告等

本部長は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、次により警察庁等その他関係機関に速やかに報告・連絡するものとする。

なお、大規模災害においては、災害の規模感を早期に把握することが重要であることから、本部直轄部隊の直轄情報隊の被災地派遣や派遣ができない場合には専従情報班の設置等、早期に被災の全体像を把握するための情報収集に努めるものとする。

- (1) 署警備本部等から報告される被害状況の概要については、詳細な情報を待つことなく、隨時報告して、情報共有を図るものとする。
- (2) 警備指揮を的確に行うため、警察用航空機による上空からの被害情報の収集や無人航空機を活用した被害情報の収集を行うとともに、警察庁及び管区警察局に対して、通信指令システムに係る映像、ヘリテレ映像、交通監視カメラ等の画像情報を送信するものとする。
- (3) 警察庁等への報告に当たり、事案対策通信装置電話機を活用するものとする。

第13 救出救助活動等

◆関係所属：地域課、警備第二課、機動隊、警察署

1 現地指揮所の設営

本部長は、被災地を管轄する警察署が交通規制、問合せの対応で忙殺されたり、部隊活動を要する場所から遠距離に位置していたりするなどにより、警察署が現地指揮所たり得ない可能性に備え、必要に応じ警察署以外の場所への新たな現地指揮所の設営を遅滞なく判断し、同所において必要な措置を講じるものとする。

2 指揮支援班の先行派遣

本部長は、効果的な部隊投入の決定等に資するため、次の任務を行わせるべく、必要に応じ現地指揮所ごとに指揮支援班を派遣するものとする。

(1) 被災情報の収集・分析

被災地における救出・救助活動に資するため、被災状況、道路状況等部隊活動に必要な情報を収集・分析するものとする。

(2) 部隊の選定及び部隊活動計画の策定

指揮支援班は、被災情報の収集・分析を踏まえ、部隊装備・技術等を勘案しながら部隊を選定し、部隊活動計画を策定するものとする。また、その際は、関係機関との連携・調整について留意するものとする。

(3) 部隊活動の報告・記録

本部長が最新の被災情報、部隊活動等を把握し続けることが被災地警察と警察庁、県及び市町村との連携に重要であることから、指揮支援班は、警備本部長に対する迅速な報告を徹底するとともに、確実な記録化に努めるものとする。

(4) 関係機関との連携調整

大規模災害発生時には、警察のみならず各種機関が災害警備活動に当たることとなる。その際は、県、市等様々なレベルで関係機関同士の連携・調整が図られるところ、指揮支援班においては、被災現場の直近で活動するという特殊性を踏まえ、被災情報、部隊の配置場所等に関し、消防、自衛隊等と必要な連携・調整に努めるものとする。

3 その他の本部直轄部隊の派遣

本部長は、把握した被害状況に応じて、直ちに本部直轄部隊を編成し、被災地に出動させるものとする。とりわけ、高層建築物、高速道路、地下道等において

被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊員を中心に編成した即応部隊を迅速に投入するものとする。この場合において、災害発生当初の72時間が、救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、当該時間帯に人員、資機材等を重点的に配分するものとする。

なお、多数の安否不明者等を捜索するため必要があると認めるときは、捜索活動を行う部隊の増強について速やかに調整を行うものとする。

4 警察署における救出救助活動等

(1) 署長は、直ちに署警備部隊を編成するとともに、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら署警備部隊・本部直轄部隊の担当区域を決定した上で、救出救助活動を行うものとする。この場合において、本部長が、警察署以外の場所への新たな現地指揮所の設営を判断した場合は、設営場所の適地についての意見具申、指揮支援班の受け入れなどに関する必要な調整を行うものとする。

また、消防、自衛隊等関係機関と連携し、捜索活動等の現場活動が円滑に行われるよう調整するものとする。

(2) 救出者が負傷している場合は、応急処置を施した後、現場の救護機関に引き継ぐものとする。この場合において、警察官自らが病院等へ収容したときは、救護の日時・場所、負傷者の性別・住所・氏名・年齢（身元不明者については性別、人相、着衣、特徴等）、収容先、担当警察官の氏名等を記録し、経過を明らかにしておくものとする。

5 救出救助活動時の留意事項

救出救助活動の留意事項については、次のとおりとする。

(1) 防災関係機関との連携

消防、自衛隊等の現場活動を行う防災関係機関との連携強化を図り、必要に応じて合同調整所を設置し、警察庁から警察庁災害対応指揮支援チーム（D-SUT : National Police Agency Disaster Response Command Support Team。以下「D-SUT」という。）が派遣された場合にはその支援を受けつつ、救出救助活動の担当区域を協議するなどの調整を隨時行うことにより、効果的かつ効率的な救出救助活動を行うものとする。

また、災害現場で活動する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE : Technical Emergency Comtrol Force）や災害派遣医療チーム（DMAT : Disaster MedicalAssistance Team）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(2) 二次災害の防止

被災地の危険な場所で活動する場合は、現場の状況をよく確認し、安全確実な救助方法を実施するなど、二次災害の防止を図るものとする。

(3) 装備資機材の有効な活用

現場活動に当たっては、必要な重機や装備資機材を検討し、安全かつ迅速な救助を行うとともに、受傷事故の防止に努めるものとする。

(4) 冷静沈着な部隊活動

倒壊家屋、土砂等からの救出救助に当たっては、冷静な判断と慎重な活動により、負傷者の身体に傷をつけないように行うものとする。

(5) 危険物対策の徹底

高压ガス、ガス管、高压タンク、化学薬品等の危険物の散逸する現場にあっては、先に、その管理者、専門技術者の措置を優先させるものとする。

(6) 消火活動の優先

火災現場からの救出救助に当たっては、消火活動を優先させ、受傷事故防止の徹底を図るものとする。

(7) 警察用航空機等の活用

被災者の救出救助に当たっては、ヘリテレ、災害救助犬及び各種装備資機材を活用するものとする。

6 航空機の運用調整等

本部長は、航空機を最も有効適切に活用するため、青森県災害対策本部対策班航空機運用調整チームに参画し、警察庁からD-SUTが派遣された場合にはその支援を受けつつ、消防、自衛隊等の各機関と航空機の活動区域や任務の調整等を行うものとする。

7 感染症対策

救出救助活動に際しては、マスク着用等による感染症対策を徹底するものとする。

第14 避難誘導等

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

1 警察本部の措置

本部長は、被害状況に応じて、あらかじめ指定された避難場所及び避難路の利用の可否を総合的に判断し、署警備本部及び関係機関に必要な指示・連絡を行うものとする。この場合において、県外への避難等広域避難の必要性が認められる場合は、避難経路、避難場所の調整等のため、関係県警察と連携するものとする。

2 警察署の措置

署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係市町村長等と連携し、必要に応じて次により住民の避難のための立退きを指示するものとする。

(1) 避難指示等

ア 火災、津波、山（崖）崩れ等の危険から住民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認める場合において、市町村長から要求があったとき、又は市町村長が、何らかの理由で住民避難のための立退きを指示することができないと認めるときは、災対法第61条第1項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し適切に避難の指示を行うものとする。

なお、上記の指示を行った場合は、直ちに市町村長に対し指示を行った日時、対象、避難先等を通知するものとする。

イ 広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、関係市町村長と協議の上、避難行動要支援者等に対しあらかじめ指定する避難場所又は安全な地域へ避難するよう指導するものとする。

(2) 避難誘導方法

ア 避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難上の留意事項等について積極的な現場広報を行い、避難時の事故防止に努めるとともに、効率的な部隊配置により交通の安全を確保するものとする。

イ 管内に安全な避難場所がないとき、又は避難場所に収容しきれないと認められる場合は、関係署長と連携し、他署管内の適切な場所に避難誘導するものとする。

ウ 避難場所においては、常に災害情報や周囲の状況等に注意するとともに、二次災害のおそれのある場合は、速やかに避難場所を変更するなど、適切な措置を講ずるものとする。

エ 病院、学校、百貨店、劇場、駅その他の多数人が集合する場所においては、施設管理者による主体的な避難を原則とするが、病院、学校など避難行動要支援者等が所在する施設に対しては、災害の規模、態様等に応じて必要な部隊を派遣し、施設管理者等と協力して安全な場所へ適切に誘導を行うものとする。

オ 被害の拡大防止と災害応急対策のため、自動車による避難は病人の搬送等特別の場合を除いて原則として禁止するとともに、避難時の携行品は、貴重品、照明具、食料等の応急必需品にとどめるよう指導するものとする。

カ 警察署に一時的に受け入れた避難住民は、市町村等の避難所が整備された段階で当該施設に適切に誘導するものとする。

キ 立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を考慮するものとする。

(3) 一般的留意事項

ア 関係市町村長、消防、自衛隊その他の関係機関と連携・協力するとともに、状況に応じて必要な措置を積極的に要請するなど円滑な活動を展開するものとする。

イ 町内会、自治会、職場等の単位による集団避難を原則とし、自治会役員等の地域のリーダーを責任者に指定し、統制ある行動をとらせるとともに、ロープ、照明具等の資機材を有効に活用するものとする。

ウ 沿岸部においては、常に津波情報に注意し、津波警報が発表された場合は、津波の到着予想時刻・規模、海拔、潮位、海岸からの距離、海岸線の形状等を考慮するものとする。

エ 河川周辺での堤防の亀裂、決壊等に注意するものとする。

(4) 避難の指示に従わない者に対する措置

自主的に避難するよう説得を尽くしても避難の指示に従わず、かつ、避難させなければその者の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、その事態が切迫している場合には、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項の規定による避難等の措置を講ずるとともに、そのとった措置について、順序を経て青森県公安委員会に報告しなければならない。

(5) 避難誘導後の措置

- ア 負傷者等の実態を把握し、救護機関に連絡の上、救護の措置を講ずるものとする。
- イ 避難者の地区別概数を把握するものとする。
- ウ 避難場所に必要な警察官等を配置、又は臨時警察官詰所等を設置するなどして、市町村職員及び町内会又は職員・団体の責任者等と連携し、避難場所の秩序維持に当たるものとする。
- エ 留守宅及び避難場所における犯罪の予防・取締りに当たるものとする。

第15 警戒区域の設定

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

署長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、関係市町村等と連携の上、必要に応じて次により警戒区域を設定し、当該区域への関係者以外の立入りを制限、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

1 警戒区域の設定要領

- (1) 災害による建物の倒壊・火災・爆発、毒劇物・放射性物質の流出、漏えい等住民の生命・身体に対する危険な事態が切迫している場合において、市町村長又はその委任を受けた者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災対法第63条第2項の規定に基づき、警戒区域を設定し、必要な措置を講ずるものとする。

なお、上記の措置を講じた場合は、直ちに市町村長に設定した日時・区域等を通知するものとする。

- (2) 警戒区域は、可能な限り広範囲に設定し、所要の警戒員を配置するとともに、積極的な現場広報に努めるものとする。
- (3) ロープ、規制標識、立て看板等により、警戒区域であることを明示するものとする。

2 市町村との協力

市町村長又はその委任を受けた者が警戒区域を設定した場合は、これに伴う措置に協力し、被害の拡大防止に努めるものとする。

第16 二次災害の防止

◆関係所属：地域課、警備第二課、警察署

署長は、二次災害を防止するため、住宅地域を中心に区域を定めて危険箇所の調査を実施するものとする。この場合において、署長は、把握した危険箇所を市町村

災害対策本部等に連絡し、状況により避難指示等の発令を促すこと。

第17 緊急交通路の確保

◆関係所属：交通企画課、交通規制課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署

本部長及び署長は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、次により緊急交通路を確保するものとする。

1 交通規制の実施

- (1) 災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、人命の安全、被害の拡大防止等に十分配意した上で、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。
- (2) 被災地への流入車両等を抑制するため必要があると認めるときは、被災地域周辺の都道府県警察と連携し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。
- (3) (1)及び(2)で実施した交通規制について、災害発生時の被災地の状況等に応じ、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配意するなど、被害の状況、緊急性度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行うものとする。

2 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス、水道等の施設保安要員等初期段階の災害応急対策に必要な人員及びこれに伴い必要な物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア (1)に規定する人員、物資等
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ輸送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア (2)に規定する人員、物資等
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

3 交通規制の周知徹底

本部長及び署長は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

4 その他緊急交通路確保のための措置

(1) 交通管制施設の活用

本部長及び署長は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

(2) 放置車両の撤去等

ア 署長は、緊急交通路を確保するため必要と認める場合は、放置車両の撤去等を行うものとする。

イ 警察官は、災対法に基づく通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認めるときは、同法第76条の3の規定により緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講ずるものとし、講じた措置については、当該場所を管轄する署長に対し路上放置車両等措置報告書（様式第8号）により速やかに報告するものとする。

ウ 署長は、イの報告を受けた場合において、当該措置に伴い車両その他の物件を破損したときは、強制排除措置報告書（様式第9号）により速やかに本部長に報告するものとする。

また、自衛官又は消防吏員から災対法第76条の3第6項に規定する通知を受けた場合、又は道路管理者から災対法第76条の6第3項に基づく措置を講じた旨の情報提供を受けた場合について、これを準用するものとする。

(3) 運転者等に対する措置命令

現場の警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対する車両移動等の措置命令を行うものとする。

(4) 障害物の除去

署長は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、関係機関等と協力し、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。

5 関係機関等との連携

交通規制の実施に当たっては、道路管理者、関係機関等と相互に連携するとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて県警備業協会との支援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

第18 検視及び遺体の身元確認

◆関係所属：捜査第一課、鑑識課、警察署

本部長及び署長は、市町村等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に支援を

要請するなどして、検視等の要員、場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集及び確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。この場合において、被災地における検視に当たっては、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）、警察官が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）等の関係規程に基づき実施するほか、次の点に留意し、迅速・適正な措置をとるとともに、その取扱経過を明らかにしておくものとする。

1 警察本部の措置

- (1) 被災地における死体処理の指揮及び調整
- (2) 多数死体に対応する検視要員の派遣要請、検視隊の編成及び派遣
- (3) 検案医師の調整及び派遣要請
- (4) 身元不明死体の身元確認
- (5) 死体の発見日時、場所、検視結果等の電算処理及び各種照会・照合への対応

2 警察署の措置

- (1) 市町村等と連携した多数死体の検視場所及び収容場所の確保
- (2) 各死体ごとに発見から遺族に引き渡すまでの取扱経過の明確化
- (3) 死体と同一の一連番号を付すなど所持品等の取扱いに留意
- (4) 死者への礼を失しないとともに、外国人死体の領事機関への通報及びその国の慣習への配慮

第19 銃砲等及び危険物等に対する措置

◆関係所属：生活保安課、警察署

署長は、被災地における危険防止のため、次により銃砲等及び危険物等に対する適切な措置を講ずるものとする。

1 銃砲等の保管に関する指導

(1) 保管委託の指導

銃砲等の保管に関し、家屋の倒壊等により盗難防止等緊急の措置を必要とする場合には、当該銃砲等の所持者に対し、猟銃等保管業者等への保管委託を行うよう指導するものとする。

(2) 避難先における保管方法に関する指導

避難先において銃砲等を保管する銃砲等の所持者に対し、基準に適合したロッカー（以下「基準ロッカー」という。）に保管するなど自宅における自己保管の基準に準じた措置をとるとともに、盗難防止に十分配意するよう指導するものとする。

(3) 警察署における一時預かり措置

家屋の倒壊等により銃砲等の自己保管ができず、かつ、猟銃等保管業者等への保管委託をすることができないと認められるときは、警察署において当該銃砲等の一時預かりの措置を講ずるものとする。この場合において、銃砲等の所

持者に対し、基準ロッカーの設置による自己保管、猟銃等保管業者等への保管委託その他一時預かりした銃砲等を還付するための措置を早期にとるよう指導するものとする。

なお、一時預かりした銃砲等については、盗難、紛失等の事故防止の観点から、施錠できる場所に設置した基準ロッカーへの保管、記録簿の作成その他必要な措置を講ずるとともに、署員の中から担当者を指定してその実務を行わせるなど、万全の措置を講ずるものとする。

(4) 業者に対する指導

銃砲刀剣類の製造・販売業者及び猟銃等保管業者に対しては、盗難等の事故を防止するため、厳重な保管管理を指導するものとする。

2 危険物等に対する措置

(1) 警戒区域の設定と避難措置

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物製造・販売・貯蔵施設において火災、漏えい等の事故が発生した場合には、所要の部隊を派遣し、当該危険物の性質、数量、地形・地物、風向き等を考慮して、可能な限り広範囲に警戒区域を設定し、付近住民の避難措置に当たるとともに、直ちに市町村長へ通報するものとする。

(2) 危険物等の運搬に関する緊急措置

危険物、核燃料物質により汚染された物等の運搬による災害の発生を防止するため、特に必要があると認めるときは、運搬者に対し、これらの物による災害の発生を防止するための必要な措置を命ずるものとする。

第20 社会秩序の維持

◆関係所属：生活安全企画課、人身安全対策課、地域課、生活保安課、サイバー犯罪対策課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、警備第一課、警備第二課、外事課、警察署

関係所属長は、被災地域等の社会秩序の維持のため、次の事項を推進するものとする。

1 警戒活動の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における治安維持や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内等での女性や子供等に対する性暴力・DVやトラブル等を防止するため、次の活動を実施するものとする。

なお、地域住民の自主防犯活動を促進するための情報交換及び指導・支援に努めるものとする。

(1) 巡回連絡及び巡回相談

被災家屋、避難場所に対する重点的な巡回連絡を実施し、被災世帯・避難者の実態を把握するとともに、その内容を被災世帯名簿及び避難者名簿により確実に記録しておくものとする。この場合において、事件事故、特異事案に関する防犯指導、住民要望の聴取、生活関連情報等の提供を行うほか、警察職員の

避難場所への巡回による被災者とのコミュニケーションにも配意するものとする。

(2) 各種パトロール等の実施

警ら用無線自動車等によるパトロールを実施するほか、警備業者や地域の民間防犯団体のボランティアとも連携したパトロールを実施して各種犯罪の予防に当たるとともに、金融機関、義援金交付場所等への立寄り警戒を実施するものとする。

(3) 地域安全情報の提供

あらゆる手段により災害関連情報、生活物資の配給場所等の生活関連情報、交通規制等の警察措置に関する情報等を広く住民に提供するとともに、被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の拡大防止に努めるものとする。

なお、情報の提供に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮して行うものとする。

2 各種不法事案の取締り

被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等大規模災害に便乗した各種犯罪の取締りを次により重点的に行うものとする。

また、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。

(1) 取締りの重点

ア 生活経済事犯

- (ア) 被災者やこれに同情を寄せる市民を狙った詐欺商法等の悪質経済事犯
- (イ) 被災者を対象とした高金利事犯・不動産介入等の暴利事犯
- (ウ) 産業廃棄物の処理に絡んだ不法投棄等の悪質事犯

イ 暴力事犯

- (ア) 混乱に乗じた各種利権介入事犯

倒壊物の撤去、廃棄物の処理又は飲食店の開店に伴うみかじめ料、寄附賛助金名下等に絡む恐喝・脅迫事件及び義援金名下の詐欺事件

- (イ) 復興事業に関連した各種不法事犯

災害復旧工事の下請参入、資材の納入・販売等をめぐる恐喝・脅迫事件、労働者派遣法違反事件、権利関係の錯綜した不動産の不法占拠・乗っ取り事件及び競売妨害事件

ウ その他一般犯罪

- (ア) 無人の家屋、大型店舗等を狙った犯罪
- (イ) 自動車、オートバイ等を狙った犯罪
- (ウ) 金融機関を対象とした犯罪

(2) 取締体制の確立

関係行政機関との情報交換及び消費者相談・苦情等を始め、あらゆる警察活

動を通じて犯罪の発生状況を把握し、分析した上で取締計画を策定するものとする。

(3) 視察取締りの実施

暴力団等の動向視察を強化するとともに、被害予測及び犯罪手口の分析に基づくよう撃搜査、的割り捜査等を強力に推進するほか、犯罪多発地域に対する重点パトロール、検問等の街頭活動を強化し、犯罪の予防及び検挙に努めるものとする。

(4) 集団不法事案に対する措置

県、市町村等の関係機関と連携・協力し、次により救援物資の配給、処遇に対する不満等に起因して発生が予想される集団不法事案を未然に防止するものとする。

ア 違法なデモ等に対する措置

陳情又は抗議に名を借りた違法な集会、デモ等に対しては、警告・検挙等により厳正に対処するものとする。

イ 重大事態に対する措置

物資保管所、金融機関等の重要施設に対し、集団による襲撃、略奪等の治安上重大な事態が発生し、又はそのおそれがある場合には、部隊を投入するなどして事態の沈静化を図るものとする。

第21 各種相談活動の実施

◆関係所属：広報課、生活安全企画課、人身安全対策課、地域課、警察署
災害に関する警察相談等の取扱いについては、次により行うものとする。

1 相談窓口の設置等

- (1) 行方不明者相談や被害状況の問合せその他の各種相談に対応するため、警察本部及び被災地警察署に相談窓口を開設するものとする。
- (2) 相談を受理したときは、所定の様式に必要事項を記載し、処理状況を明確にしておくものとする。
- (3) 避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、避難所への移動交番車の派遣や避難所への警察官の巡回等による相談活動を推進するものとする。

2 関係機関との連携

- (1) 各種相談を適切に処理するため、県災害対策本部等その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。
なお、他機関において処理することが適當と判断されるものについては、関係機関に確實に引き継ぐものとする。
- (2) 行方不明者等の安否確認については、行方不明者情報等を把握している市町村と情報共有を図るものとする。

第22 報道対応

◆関係所属：広報課、警備第二課、警察署

1 適切な報道対応

報道対応は、災害警備本部、署警備本部等の広報班において次により行うものとする。

- (1) 報道資料の提供に当たっては、初期段階にあっては機を失すことなく行い、その後の段階においては指定時間ごとに行う等の適宜の方法により行うものとする。
- (2) 本部長は、災害発生時において、被害状況、警備部隊等の規模、予想される警察措置等に照らし、災害現場における広報が必要と認められる場合は、現場広報隊を運用し、積極的かつ効果的な広報に努めるものとする。

2 現場広報隊の任務及び運用

- (1) 現場広報隊は、災害現場において、災害警備本部等の指示を受け、警備部隊、被災地警察署、機動警察通信隊等と連携し、次に掲げる事項を行う。
 - ア 現地で取材する報道機関の要望の把握
 - イ 広報素材の収集
 - ウ 報道機関に対する広報素材の提供
 - エ 現地における取材、会見等への対応
 - オ その他災害警備活動の広報に関して必要な事項
- (2) 現場広報隊、災害現場における広報に当たっては、事前に、その内容について、災害警備本部等に報告し、必要な指示を受けるものとする。

3 災害警備活動に関する広報の推進に当たっての留意事項

(1) 組織的な対応及び情報管理の徹底

各所属は、災害による被害が甚大である場合等、災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に行なうことが困難であると予想されるときは、直接災害対応に当たる所属以外の所属についても、必要な範囲で支援を行うなど、組織的な対応に努めるものとする。

また、人的被害の数やその具体的な内容、被災者の個人情報やプライバシーに係る内容、以後の警察活動に支障を及ぼすおそれのある警備体制に関する内容等、組織的管理が必要と認められる情報については、現場広報隊による広報は行わず、災害警備本部等において一元的な管理を徹底し、広報の可否の判断を含め、慎重かつ適切に対応するものとする。

なお、現場広報隊による広報の内容等については、実施時の留意事項等を含め、災害警備本部等が現場の状況に応じた具体的な指示を行うなど、事前対策の強化に努めるものとする。

(2) 関係所属等の幹部の措置

ア 連携の確保と円滑な実施

災害対策担当所属、広報担当所属、機動隊及び機動警察通信隊の幹部並びに被災地警察署広報担当責任者(以下「関係所属等の幹部」という。)は、効果的な広報の実施に必要な事項等に関し、相互に確認し、情報の共有化を図るなど、緊密な連携を確保するものとする。特に、そのうち広報業務を担う

者については、災害警備活動に関する広報が円滑に実施されるよう報道関係者との良好な関係の構築に努めるものとする。

イ 現場広報の重要性に関する教養の徹底

関係所属等の幹部は、警備部隊員等として災害警備活動に従事することが想定される警察職員に対し、教養等を通じて、現場広報等の趣旨、重要性及び留意事項等について、平素から周知徹底を図るものとする。

(3) 効果的広報素材の収集及び提供

現場広報隊は、広報素材の収集及び報道機関への提供に当たって、機動警察通信隊等が撮影した映像及び保有する機材を積極的に活用するなど、効果的な実施に向けた方策を工夫・検討するものとする。

(4) 報道関係者の部隊帯同の検討

現場広報に当たっては、現場広報の趣旨に鑑み、報道機関の要望を踏まえ、報道カメラマン等の同行取材を行わせるなど、災害現場における報道関係者の部隊帯同を積極的に検討するものとする。ただし、部隊帯同に際しては、安全管理を図った上で、報道関係者に対して安全の範囲内で行動することを説明するなど事故防止に配意するものとする。

(5) 警察庁との緊密な連携の確保

現場広報は、広く国民の注目を集め、時間的にも切迫した状況下で行われるなどの特殊性を有することから、災害警備本部等は、警察庁関係部局との緊密な連携の確保に配意した上で、特に、人的被害関連情報や反響が大きいと思料される案件等に関する広報については、事前の報告、調整及び結果の報告等を確実に実施するものとする。

第23 情報システムに関する措置

◆関係所属：情報管理課、情報通信部、警察署

関係所属長は、災害発生時においても情報システムの機能を維持するため、次の措置を講ずるものとする。

1 電子計算組織の機能回復

災害発生後、速やかに情報システムの機能の確認を行うとともに、障害が生じた電子計算組織の機能を回復するものとする。

2 災害警備活動に必要な情報の共有

既存のデータベースを活用し、災害警備活動に必要な情報を共有するものとする。

第24 給食、補給及び宿泊

◆関係所属：教養課、会計課、総務事務推進課、警察学校、警察署

関係所属長は、災害警備活動に従事する職員の給食等に関し、次の措置を講ずるものとする。

1 給食

職員に対する給食は、原則として、署警備本部が災害警備本部と調整を図った

上で調達するものとする。

2 補給

職員が使用する寝具、仮設トイレ等は、現有の寝具、リース業者からの借上げ等により対応するものとする。

3 宿泊・待機場所

職員の宿泊・待機場所は、倒壊を免れた警察施設の使用を原則とするが、不足する場合には、公共施設又は民間施設の借上げ等により対応するものとする。この場合において、借上げ折衝は、本部長又は署長が指定する職員が担当し、折衝の状況を本部長に報告するものとする。

第25 自発的支援の受入れ

◆関係所属：警備第二課、警察署

1 ボランティアの受入れ

署警備本部は、ボランティア団体、自主防犯組織等と連携し、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的としたボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行うものとする。

2 海外からの支援受入れ

災害警備本部は、警察庁から海外からの支援の受入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、東北管区警察局、県、市町村その他の関係機関と連絡を取りつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 災害復旧・復興

第1 警察施設の復旧

◆関係所属：会計課、施設課、情報通信部、警察署

本部長は、警察施設の復旧について、その重要性に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に行うものとする。

なお、各所属長は、災害発生時における初期的な庁舎防護措置を講じた後、警察施設の被害状況を調査し、次の事項を本部長に報告するものとする。

- (1) 発生日時
- (2) 施設名称
- (3) 被害箇所
- (4) 被害の概要
- (5) 電気、ガス及び水道の供給状況
- (6) 有線・無線の通信機能
- (7) パトカー等主要装備の被害状況
- (8) 応急対策の状況
- (9) 復旧見込み
- (10) その他参考事項

第2 暴力団排除活動の徹底

◆関係所属：捜査第二課、警察署

本部長及び署長は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握と取締りを徹底するとともに、復旧・復興事業からの暴力団排除に向け、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うものとする。

第3 交通規制の実施

◆関係所属：交通規制課、警察署

本部長及び署長は、円滑な災害復旧・復興を図るため、交通状況、道路状況、輸送需要等を踏まえ、適切な交通規制を行うものとする。

第4 記録

◆関係所属：全所属

災害警備本部各班は、被災（復旧）状況、警察活動の状況等について、写真、ビデオ、メモ等により記録しておくものとする。

第4章 津波災害対策

第1 地震災害対策との関係

津波災害対策については、第3章（地震災害対策）の規定によるほか、この章に定めるところにより対応するものとする。

第2 災害に備えての措置

1 津波警報・注意報等の伝達体制の整備

◆関係所属：通信指令課、警備第二課、警察署

関係所属長は、迅速かつ正確な津波警報・注意報等の伝達のため、伝達体制・手段の多重化、多様化及び設備の充実を図るものとする。

2 津波からの避難誘導等体制の整備

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

関係所属長は、津波の特性を踏まえ、津波によって浸水が予想される地域の住民を安全に避難誘導するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 実態把握

津波によって浸水が予想される地域の危険箇所、避難行動要支援者等の実態把握に努めるものとする。この場合において、市町村から名簿等情報の提供を受けたときは、実態把握のため効果的に活用するとともに、名簿等情報の漏えい防止等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 避難場所の選定、避難経路の複数指定

市町村と協力し、浸水予測地図等により予想した被害状況に応じ、避難場所の選定及び個々の避難場所に至る避難路の複数指定に努めるものとする。

(3) 津波に対する住民の危機意識の醸成

沿岸部を管轄する警察署（以下「沿岸警察署」という。）においては、住民の迅速かつ的確な避難誘導を行うため、市町村と連携し、地域住民に津波の特性に関する知識、避難路、避難場所、避難方法等について周知するとともに、実践的な避難訓練等を通じ、津波に対する住民の危機意識を醸成するものとする。この場合において、避難のための車両の使用に関し、次の点に留意することを地域住民に周知徹底するものとする。

ア 津波の発生時に車両を運転中である場合又はそれ以外の場合であって津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ やむを得ず津波から避難するために車両を使用する場合は、津波到達予想時刻の情報、道路の渋滞・損壊、信号機の作動状況、道路上の障害物等に十分注意すること。

(4) 避難行動要支援者等の避難誘導体制の整備

高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者等を適切に避難誘導するため、県、市町村、地域住民、自主防災組織等と連携・協力し、平素から避難行動要支援者名簿の活用等により、避難行動要支援者等の避難誘導体制を整備するも

のとする。

(5) 避難手段の検討

津波発生時の避難については、徒步によることを原則とするが、津波到達予想時刻、避難場所までの距離、避難行動要支援者等の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず車両で避難せざるを得ない場合を想定し、安全かつ確実な避難方策について市町村から協議があつた際には、警備部門と交通部門が連携して対応するものとする。

(6) 活動要領の策定

沿岸警察署の署長は、市町村等と連携しつつ、津波に対する地勢的特性を踏まえ、警察官の運用や装備資機材の活用等の具体的な活動要領（避難誘導マニュアル等）を策定し、津波浸水予測図等に変更があつた場合は、適切に修正するものとする。

また、通信機器や道路が被災した場合における情報伝達の在り方や装備資機材の活用について検討しておくものとする。

(7) 避難誘導等に従事する警察官の安全確保

ア 避難誘導に係る行動ルールの設定

本部長及び沿岸警察署の署長は、避難誘導や防災対応に当たる警察官の安全を確保するため、県、市町村、消防等と連携し、津波到達予想時刻を基準に退避時間（タイムリミット）を設定するなど、避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

イ 津波災害対策装備資機材の整備

避難誘導に従事する全ての警察官が無線機、受令機等の情報伝達に必要な資機材を始め、

- 救命胴衣、救命ボート
- 脚付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板
- 強力ライト、ヘルメット

の整備に努め、警察官の殉職や受傷を防止する。

3 警察施設等の災害対策

◆関係所属：会計課、施設課、警備第二課、警察署

関係所属長は、津波による被害のおそれのある地域に所在する警察施設等の耐浪性の強化、非常用電源の設置場所のかさ上げ、物資の備蓄場所を想定浸水深より高い位置とするなど、津波災害に対処する能力の向上に努めるものとする。

4 交通管制施設及び交通管理体制の整備

◆関係所属：交通規制課

交通規制課長は、信号機、交通情報板等の交通管制施設の津波に対する安全性の向上を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制を整備するものとする。

5 教養訓練の実施等

◆関係所属：地域課、通信指令課、警備第二課、情報通信部、警察署

関係所属長は、津波到達予想時刻を踏まえた迅速かつ的確な避難誘導活動等を実施するため、無線機等情報伝達機器の確実な運用等津波災害に関する教養を実施するとともに、県、市町村等と連携した訓練の実施に努めるものとする。

6 被留置者への対応

◆関係所属：留置管理課、警察署

関係所属長は、津波浸水予測等を踏まえ、非常計画を策定、又は見直すとともに、非常計画に基づき、津波災害発生時における被留置者への対応を確認するための訓練を実施するものとする。

第3 災害時の対策

1 津波警報・注意報等の伝達

◆関係所属等：通信指令課、警備第二課、当直、警察署

(1) 警察本部

警備第二課長（執務時間外は通信指令課長及び当直責任者）は、津波警報・注意報等が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、沿岸警察署に対し、直ちに津波警報・注意報の内容及び必要な措置を講ずるよう無線で一斉指令するものとする。

(2) 沿岸警察署

ア 署長は、(1)の指令を受けた場合又は津波警報・注意報等を自ら認知した場合は、直ちに関係市町村長及び署員に伝達するものとする。また、この場合、関係市町村長への伝達時間及び発受信取扱者名を明らかにしておくものとする。

イ 署長は、市町村、消防等と連携した上で、避難行動要支援者等に配慮し、必要に応じて次の措置を講ずるものとする。

(ア) 沿岸付近の住民、滞留者、船舶等に対する津波警報等の発表の伝達、避難広報及び避難誘導

(イ) 警戒区域の設定及び交通規制

2 避難誘導等

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

沿岸警察署の署長は、避難誘導や防災対策に当たる警察官の安全確保を前提とし、津波到達予想時刻を考慮しながら、必要に応じ警察官が避難指示を行うなどして、安全かつ迅速に避難誘導を行うものとする。この場合において、市町村から名簿等情報の提供を受けたときは、実態把握のため効果的に活用するものとする。

3 救出救助活動

◆関係所属：地域課、警備第二課、機動隊、警察署

関係所属長は、被災者の救出救助に当たっては、警察用航空機及び各種装備資機材を活用して行うものとする。

4 検視及び遺体の身元確認

◆関係所属：捜査第一課、鑑識課、科学捜査研究所、警察署

関係所属長は、津波災害においては遺体の身元確認が困難となる場合が多いことを考慮した上で、県、市町村等と連携し、また、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、検視の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

5 行方不明者の相談活動等の実施

◆関係所属：生活安全企画課、人身安全対策課、警察署

関係所属長は、被災地が広範囲にわたることを考慮した相談窓口の開設、行方不明者等相談電話等の設置に配意するものとする。その際、災害対策基本法において行方不明者数については市町村が把握することとされていること及び安否確認のため市町村において把握している避難者情報等を活用する必要があることから、行方不明者に係る相談について、市町村との情報共有を図るものとする。

さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進するものとする。

6 大量の拾得物の取扱い

◆関係所属：会計課、警察署

関係所属長は、津波による大量の拾得物を取扱う場合においては、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等、早期返還に向けた対応に努めるものとする。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及びこれに伴う津波災害対策

第1節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時にとるべき措置

第1 災害警備本部の設置等

本部長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、直ちに非常体制を発令し、警察本部及び警察署に災害警備本部等を設置するものとする。

また、部隊の編成等所要の措置をとるものとする。

第2 津波情報等又は後発地震への注意を促す情報等の伝達等

◆関係所属等：通信指令課、警備第二課、当直、警察署

1 情報の収集・伝達

(1) 津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等の伝達

ア 津波警報等の伝達

警備第二課長（執務時間外は通信指令長及び当直責任者）は、津波警報・注意報等が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、第4章第3の1(1)に準ずる措置を講ずるものとする。

また、指令を受けた署長は、第4章第3の1(2)に準ずる措置を講ずるものとする。

イ 後発地震への注意を促す情報等の伝達

警備第二課長（執務時間外は通信指令長及び当直責任者）は、気象庁が、後発地震への注意を促す情報等（日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に発信される後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等の情報をいう。以下同じ。）を発信した場合は、警察本部内所属の次長等及び各警察署警備課長に対して伝達するものとする。

伝達を受理した警察本部内所属の次長等及び各警察署警備課長は、所属職員に確実に周知するものとする。

(2) 各種情報の収集・伝達

各種情報の収集・伝達については、諸般の状況を迅速かつ的確に把握とともに、警察庁や日本千島法第3条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を管轄する道県警察（以下「管轄道県警察」という。）相互間等の情報の報告・連絡が的確に行われるよう、以下の事項について配意するものとする。

ア 警備体制の確立状況

イ 住民等の反応と避難等の状況

ウ 主要幹線道路等の交通の状況

エ 特異事案の発生状況と今後の見通し

オ 交通対策、警備対策等警察措置の実施状況

カ 関係機関の対策の実施状況

(3) 青森県災害対策本部との連絡等

- ア 県が、災害対策本部を設置した場合には、地震防災応急対策に係る警察措置の実施状況等について、必要に応じて連絡するものとする。
- イ 県災害対策本部以外の関係機関への情報の伝達は、当該地域における地震防災応急対策に係る措置の迅速かつ的確な実施を図るため、可能な範囲において積極的に行うものとする。

2 住民等への情報伝達活動

住民等への情報伝達活動は、民心の安定を図るとともに混乱を防止し、地震防災応急対策に係る措置が迅速かつ的確に行われるよう、おおむね以下に定めるところにより積極的に行うものとする。

(1) 情報伝達活動の重点

住民等への情報伝達活動は、以下に掲げる事項を重点として実施するものとする。

- ア 津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等
- イ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ウ 交通の状況と交通規制の実施状況
- エ 犯罪予防等のために住民等がとるべき措置
- オ その他混乱防止のために必要な情報

(2) 情報伝達活動の実施方法

住民等への迅速かつ的確な情報伝達活動を実施するため、関係機関との連絡を密にして、おおむね以下の方法により反復して行うものとする。

- ア 交番、駐在所、自動車警ら係等の勤務員の活用
- イ ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の掲出
- ウ インターネット、SNS等の活用
- エ 地域の各種施設等との間で構築しているネットワークの活用
- オ 新聞、テレビ、ラジオ等マスメディアに対する積極的協力要請
- カ 防犯協会等自主防犯組織との連携
- キ 交通情報板等の活用

第3 社会秩序の維持

◆関係所属：生活安全企画課、地域課、生活保安課、サイバー犯罪対策課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、警備第二課、警察署

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生等に伴う混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため、おおむね以下に定めるところにより社会秩序の維持に当たるものとする。

1 避難に伴う混乱等の防止

避難に伴う混乱等の防止に関しては、避難が的確に行われるよう関係機関等と密接な連携を図り、混乱防止のための具体的方策について、あらかじめ検討するものとする。

この場合において、住民等の節度ある行動により、避難が的確に行われるよう、平素から住民等に対し積極的な広報等を行うものとする。

2 不法事案等の予防及び取締り

不法事案等の予防及び取締りに当たっては、住民等の不安を軽減し混乱を防止するため、悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等生活に密接した犯罪の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等が集まる場所における混乱の発生防止、流言飛語による混乱の防止等の活動を積極的に行うものとする。

3 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒

避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒活動の実施に当たっては、警戒従事員の配置箇所、装備資機材の活用、関係機関との密接な連携等に配意して効率的な活動の実施に努めるものとする。

この場合において、警戒対象の特性に応じ、関係機関等との協力に基づく的確な対応が実施されるよう、事前に必要な措置を講じるものとする。

4 住民等による地域安全活動

- (1) 地域安全活動については、特に地域住民の積極的な協力が必要であるので、平素から関係機関との密接な連携により自主防犯組織の育成強化を図り、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合においては、当該組織が効果的に活動できるようその支援に努めるものとする。
- (2) 会社、事業所等については、平素から管理者との連携を図り、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合においては、施設管理者、従業員、警備員等による自主防犯活動が積極的に行われるよう努めるものとする。

第4 交通対策

◆関係所属：交通企画課、交通規制課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署

交通対策は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急輸送を確保するため、以下のとおり実施するものとする。

1 交通規制

- (1) 広域的な交通対策の観点から次の事項を基本として、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、交通規制を実施するものとする。
 - ア 避難対象地域内での一般車両の走行は、徒步による避難が困難で車両による避難を必要とする地域を除き、極力抑制するものとする。
 - イ 避難対象地域内への一般車両の流入は、極力制限するものとする。
 - ウ 避難対象地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。
 - エ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。
 - オ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の避難対象地域

への流入を制限するとともに、推進地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

- (2) 交通規制計画の策定に当たっては、以下に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送ルート計画、道路啓開計画及び隣接する岩手・秋田両県警察の交通規制計画と整合性のとれた規制計画を定め、事前の周知を講じるものとする。
- ア 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路
 - イ 高速道路（インターチェンジについては個々のインターチェンジごと）
 - ウ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
 - エ 津波の来襲、崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
 - オ 石油コンビナート等災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
 - カ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

2 運転者等への周知活動

推進地域に係る地震防災対策推進基本計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときにおける運転者のとるべき以下の措置を運転者等に対して周知徹底するものとする。

- (1) 車両を運転中に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したとき
- ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときは、安全な方法により車両を左側に停止させるなどした後、カーラジオやＳＮＳ等により継続して地震情報及び交通情報を収集し、その情報に応じて行動すること。
 - イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
- (2) 車両を運転中以外の場合に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したとき、津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

3 緊急通行車両の確認

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく青森県公安委員会の行う緊急通行車両の確認は、以下の要領によるものとする。

- (1) 緊急通行車両の確認の手続は、警察本部、警察署のほか、交通検問所等において実施するものとする。
- (2) 警察本部においては、緊急輸送需要をあらかじめ把握し、かつ日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときの交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付する

など、緊急通行車両確認手続の事前届出について周知を図るものとする。

4 関連対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときにおける交通規制の円滑な実施を図るため、特に以下に定める事項を講じるものとする。

- (1) 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両の使用の抑制についての関係機関等に対する協力依頼
- (2) 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するための報道機関、日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保
- (3) 総合的交通対策実施のためのバス、鉄道等公共交通機関の運行についての関係機関との連絡調整
- (4) 避難路、緊急輸送道路、避難場所及び防災上重要な施設の周辺道路における駐車禁止規制の実効性の確保並びに違法な道路使用及び放置物件の排除
- (5) 警備業者等との支援協定等に基づく交通誘導の実施等に関する要請

第5 警察施設等の点検及び整備

◆関係所属等：会計課、施設課、交通規制課、警備第二課、情報通信部、警察署

警察施設等の点検及び整備に当たっては、警察庁舎、警察通信施設、交通管制施設等について被災の防止と応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、おおむね以下の措置をとるものとする。

なお、応急対策の実施にあたっては、津波からの避難に要する時間を配慮し実施するものとする。

1 警察庁舎の防護措置

- (1) 被災防止のための庁舎の点検及び整備
- (2) 火気等の点検及び防火措置
- (3) 施設内各種機器の転倒、破損防止措置
- (4) 発動発電機等非常用電源設備の点検及び整備
- (5) その他庁舎内の被災防止措置

2 警察通信施設の機能維持のための措置

- (1) 警察通信施設の定期点検の徹底
- (2) 保守用物品の十分な整備
- (3) その他警察通信施設の被災防止措置

3 交通安全施設等の機能の確保措置

- (1) 信号機用非常電源の配備体制の確保措置及び特別点検の実施
- (2) 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保措置
- (3) 交通対策用機材の配分体制の確保措置

第6 積雪寒冷地特有の課題への措置

◆関係所属：警備第二課、機動隊、警察署

関係所属長は、冬期間の午後6時に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し

た場合の被害拡大が想定されていることから、

- 積雪等により避難に時間を要すること
- 屋外や寒い屋内での避難は低体温症のリスクが生じること
- 積雪や凍結等により家屋の倒壊やライフライン等の被害が増大すること
- 積雪や凍結等が輸送・復旧等の活動の阻害要因となること
- 雪崩・落雪の可能性があること
- 地理的条件により他の地域からの応援が到達するまで一定程度の時間要すること

等の積雪寒冷地特有の課題により、部隊の現場への到達や救出・救助活動に通常よりも時間を要することを踏まえ、冬期の積雪寒冷下においても迅速かつ適切に救出救助活動を行えるよう、必要な人員や装備資機材の確保等の体制の充実や関係機関との連携を図るほか、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施等により、救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効率的な部隊運用等を図るものとする。

また、積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮するものとする。

第7 後発地震に対して注意する措置を講ずる期間

◆関係所属：警備第二課、警察署

関係所属長は、後発地震への注意を促す情報が発信された場合、先発地震の発生から1週間、本節に定める措置をとるものとする。

なお、当該期間を経過した後は、当該措置を原則解除するものとする。

第2節 後発地震に対して注意する措置を講ずる期間終了後における災害応急対策に係る措置

本部長及び署長は、後発地震に対して注意する措置を講ずる期間終了後、引き続き警戒体制をとり、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備対策室等を設置するものとする。

ただし、既に先発地震を受けた非常体制がとられ、災害警備本部等が設置されている場合はこの限りではない。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1 緊急に整備すべき施設等の整備

◆関係所属：会計課、施設課

関係所属長は、警察施設等の耐震性、耐火性、耐浪性等の確保に努めるほか、積雪寒冷地においては、積雪荷重による倒壊の防止措置、暖房設備の整備、断熱性の確保等必要に応じた整備を行うよう努めるものとする。

また、日本千島法第5条第1項第1号に定める関係機関が行う地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関しては、警察の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策を効果的に推進し得るよう、平素から当該関係機関との緊密な連携を保持して、その調整に配意するものとする。

第2 地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実

◆関係所属：警備第二課

被災地が積雪寒冷地であることを踏まえ、災害警備活動の迅速かつ的確な実施を図るため、災害警備用装備資機材の整備充実に努めるものとする。

第4節 津波からの円滑な避難の確保及び迅速な救助

災害に備えての措置は、第4章第2に準ずる措置を講ずるものとする。

なお、交通規制課長は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区域について交通規制の内容を定め、推進計画に明示し、事前の周知を講じるとともに、必要に応じ隣接する岩手及び秋田県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

第5節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練

第1 訓練の実施

◆関係所属：警備第二課、機動隊、情報通信部、警察署

関係所属長は、地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施と防災意識の高揚を図るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練を毎年1回以上実施するよう努めるものとする。

第2 訓練の内容

◆関係所属：警備第二課、機動隊、情報通信部、警察署

訓練は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴う地震防災応急対策及び災害発生後の災害応急対策に係るものを内容として行うものとし、「基本訓練」、「図上訓練」、「総合訓練」等各種訓練を反復して実施するものとする。

この場合において、積雪寒冷地特有の課題を踏まえるとともに、可能な限り他の関係機関と連携し、多数の住民等の参加を得て総合的、実践的に行うように努めるものとする。

第6節 関係者との連携協力の確保

警察本部及び警察署においては、応急対策を実施する上で関係機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定を締結し、その他の手続上の措置についてもあらかじめ定めるものとする。

なお、内容を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制について、あらかじめ計画を策定するなど、十分な調整を行うよう努めるものとする。

第7節 地震防災上必要な教養等

第1 警察職員に対する教養

◆関係所属：全所属

警察職員に対して行う防災上必要な教養は、おおむね以下に定める事項について計画的に実施するものとする。

- 1 地震及び津波に関する一般的な知識
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津

波に関する知識

- 3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 4 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 5 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 6 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に警察職員が果たすべき役割
- 7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
- 8 災害警備活動要領

第2 住民等に対する防災知識の普及

◆関係所属：地域課、警備第二課、警察署

住民等に対する防災知識の普及に当たっては、防災関係機関等と積極的に連携するとともに、地域における自主防犯・防災組織の協力を得て、おおむね以下に定める事項について実施するものとする。

- 1 地震及び津波に関する一般的な知識
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報の入手方法
- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難地及び避難経路に関する知識
- 8 住民等が平素から実施すべき対策の内容

第6章 その他の自然災害対策

第1節 風水害対策

第1 県民の防災活動の促進

1 避難誘導対策

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

関係所属長は、住民の避難誘導を的確に行うため、次の事項を推進するものとする。

(1) 避難経路等の周知

平素から各種講習会、研修会等を通じ、風水害被害の防止や軽減の観点から早期避難に対する住民等の理解と協力を得るとともに、適切な避難場所、避難路等について周知するものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知

ミニ広報紙等を通じ、地域住民等に対して土砂災害警戒区域や風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動マニュアル等について分かりやすく示すものとする。

2 防災知識の普及

関係所属長は、被害の防止・軽減の観点から、地域住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、地域住民の理解と協力を得るものとする。

3 防災訓練等の実施

◆関係所属：警備第二課、警察署

関係所属長は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施するものとする。

第2 警察施設等の災害対策

◆関係所属：会計課、施設課、警備第二課、警察署

関係所属長は、水害のおそれのある地域の警察施設等については、非常用電源設備の整備に努めるほか、その設置箇所や物資の保存場所を想定浸水深より高い位置とするなど、水害に対する対応力を強化するものとする。

第3 災害発生直前の対策

1 風水害に関する警報等の伝達

◆関係所属：警備第二課、警察署

(1) 警察本部の措置

警備第二課長は、青森地方気象台から災害発生のおそれのある気象予報・警報、気象情報等の災害情報を受理したときは、これを速やかに関係警察署長に伝達するものとする。

(2) 警察署の措置

署長は、(1)の伝達を受けた場合又は被害を及ぼすおそれのある状況を把握した場合は、関係市町村長に伝達するとともに、交番、駐在所、自動車警ら係等

の勤務員を活用して住民等に対し速やかに伝達するものとする。この場合において、対象者に漏れなく、かつ、分かりやすい伝達に努めるとともに、避難行動要支援者等にも配慮するものとする。

2 具体的な措置

◆関係所属：警備第二課、警察署

(1) 災害関係情報の収集及び報告

署長は、災害発生のおそれがあるときは、降雨量、河川の水位、危険箇所の状況等の災害関連情報を収集するとともに、防災関係機関と連携して必要な防災対策を講じ、その状況を本部長に報告するものとする。

(2) 避難場所、災害危険箇所等の点検

署長は、災害発生に備えて災害危険箇所、避難場所、避難経路等を点検し、必要な事前措置を講じるものとする。

(3) 警察施設の防護対策

関係所属長は、災害発生に備えて警察施設の防護対策を徹底するとともに、非常持ち出し物品の整理、被留置者の対応等について、必要な事前措置を講じるものとする。

(4) 装備資機材及び通信手段の確保・点検

本部長及び署長は、災害の発生に備えて必要な装備資機材及び通信手段を確保するとともに、点検、整備を行うものとする。

(5) 防災関係機関との連絡体制の強化

本部長及び署長は、災害の発生に備えて防災関係機関の担当者と情報交換を行うとともに、災害が発生したときの現場措置等について、連絡体制の強化を図るものとする。

3 住民等の避難誘導

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

関係所属長は、風水害の発生のおそれがある場合は、河川管理者、水防団等と連携しながら、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の警戒活動を行うものとし、危険性が認められる場合は、次の点に配意し、住民等に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

(1) 住民等への避難指示等の伝達に当たっては、交番、駐在所、自動車警ら係等の勤務員を活用して、迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2) 避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に指定されている事実その他の避難に資する情報の伝達に努めるものとする。

(3) 必要に応じ、警察用航空機、船舶等による避難についても検討するものとする。

(4) 情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮するものとする。

第4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- ◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

関係所属長は、浸水被害が発生した地域又は土砂災害の発生の危険性が高いと認められる箇所について、適切な警戒避難措置を講ずるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次被害の防止に努めるものとする。

第2節 火山災害対策

第1 火山防災協議会への参画

- ◆関係所属：警備第二課

本部長は、噴火の可能性が高く、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として国が指定した地域（以下「警戒地域」という。）について、青森県が組織する火山防災協議会における協議に積極的に参画するものとする。

第2 情報の伝達、避難誘導体制の整備等

- ◆関係所属：地域課、警備第二課、警察署

1 火山情報の伝達体制の整備

関係所属長は、火山の異常な活動を把握した際の情報を住民に伝達する体制の整備を図るものとする。

2 住民の避難誘導体制の整備

関係所属長は、平素から避難場所、避難路等について住民への周知徹底に努めるものとする。

3 県、市町村との連携

関係所属長は、関係機関との合同訓練を積極的に実施し、噴火時の対応について検証、見直しを継続的に推進するものとする。

第3 火山災害対策用装備資機材の整備充実等

- ◆関係所属：警備第二課、警察署

本部長及び警戒地域を管轄する署長は、火山災害対策用装備資機材の整備充実に努めるものとする。

また、大規模噴火が発生した場合、山麓のみならず都市部を含む遠隔地域においても火山灰等が広範囲に堆積し、火山泥流による被害や、インフラ施設への影響による県民生活や社会経済活動の大きな混乱が生じる可能性があることから、降灰対策に資する装備資機材の整備充実等必要な対策に努めるものとする。

第4 災害発生直前の対策

- ◆関係所属等：地域課、通信指令課、交通規制課、警備第二課、当直、警察署

1 火山災害に関する情報の伝達

警備第二課長（執務時間外は通信指令長及び当直責任者）は、青森地方気象台から臨時火山情報、緊急火山情報等が発表された場合には、速やかに関係警察署長に伝達するものとする。

伝達を受けた署長は、関係市町村長に伝達するとともに、交番、駐在所、自動車警ら係等の勤務員を活用して住民等に対し、迅速かつ的確に伝達するものとす

る。

2 避難誘導

署長は、関係市町村長により警戒区域が設定された場合には、適切な避難誘導を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路の所在その他の避難に資する情報の伝達に努めるとともに、避難行動要支援者等に配慮するものとする。

第5 二次災害の防止

◆関係所属：地域課、警備第二課、警察署

関係所属長は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等の発生のおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

第6 繼続災害への対応

◆関係所属：地域課、警備第二課、警察署

1 避難対策

関係所属長は、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、関係機関から得た火山現象に関する情報を住民等へ的確に伝達するための体制及び状況に応じた警戒避難体制の整備を図るものとする。

2 安全確保対策

関係所属長は、火山災害の状況に応じ、火山泥流、土石流対策等適切な安全確保対策を講じるものとする。

第3節 雪害対策

第1 災害に備えての措置

1 交通管制施設の整備

◆関係所属：交通規制課、警察署

関係所属長は、地域の特殊性を考慮しつつ、信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管制施設について、雪害に強い施設の整備に配意するとともに、雪害時の交通管理体制を整備するものとする。

2 気象状況の伝達体制の整備

◆関係所属：地域課、通信指令課、警備第二課、警察署

関係所属長は、積雪量の気象状況等の情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制の整備を図るものとする。

3 危険箇所の周知

◆関係所属：地域課、警察署

関係所属長は、他の関係機関と連携して雪崩危険箇所を把握し、住民等への周知に努めるものとする。

4 運転者への周知活動

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

(1) 関係所属長は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期

に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

- (2) 関係所属長は、立ち往生車両が生じた場合、通行止め規制が解除されるまで車内で待機しようとする運転者に対し、排気ガス（一酸化炭素）による中毒の防止に関する呼びかけを確実に行うものとする。

5 緊急交通路の確保

◆関係所属：交通規制課、警察署

関係所属長は、緊急交通路の確保に備え、緊急性、重要度等を考慮して、交通規制等を行うものとする。

6 道路管理者との調整

◆関係所属：交通規制課、警察署

交通規制課長は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時において、道路管理者による広範囲での計画的・予防的な通行規制等が円滑に実施されるよう、必要に応じて道路管理者と調整するものとする。

署長は、交通規制課と道路管理者の調整を受け、道路管理者が行う交通規制等を支援することで連携協力するものとする。

第2 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、機動隊、警察署

関係所属長は、部隊活動を伴う雪害が発生した地域又は雪害の発生の危険性が高いと認められる箇所について、適切な警戒及び避難措置を講ずるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次災害の防止に努めるものとする。

第7章 原子力災害対策

第1 災害に備えての措置

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

1 緊急防護措置を準備する区域等における実態把握

関係所属長は、原子力災害対策を重点的に実施すべき範囲とされている予防的防護措置を準備する区域（おおむね0～5km圏、以下「P A Z」という。）及び緊急防護措置を準備する区域（おおむね5～30km圏、以下「U P Z」という。）において、避難誘導や防犯対策が必要な地域・施設、交通規制・検問を行うべき地点、特別派遣部隊の活動拠点等に関する実態把握に努めるものとする。

2 関係機関との連絡体制の確立

◆関係所属：警備第二課、警察署

本部長、東北電力株式会社東通原子力発電所（以下「東通原発」という。）の所在地を管轄するむつ警察署長、日本原燃株式会社原子力燃料サイクル施設（以下「サイクル施設」という。）の所在地を管轄する野辺地警察署長は、原子力災害の発生に備え、原子力規制庁及び県並びに東通村、むつ市、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村（以下「関係5市町村」という。）、東北電力株式会社（東通原発）、日本原燃株式会社（サイクル施設）、自衛隊、消防、海上保安庁、医療機関その他の関係機関と相互連携を図り、緊急時における連絡体制を整備するものとする。

3 広域避難計画策定等の支援

◆関係所属：交通規制課、警備第二課、警察署

関係所属長は、県及び関係5市町村が行う広域避難計画の策定又は修正について積極的な参画・支援を行うものとする。

4 交通規制・避難誘導計画の作成

◆関係所属：交通規制課、警備第二課、警察署

関係所属長は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、関係機関の意見を反映させた交通規制、避難誘導計画を策定するものとし、当該計画の作成に当たっては、P A Zなど緊急性の高い区域から避難が進むよう、県、関係5市町村及び関係機関と連携した上で、広域的な交通規制、避難誘導計画を整備するものとする。

5 地域住民等に対する周知徹底

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

関係所属長は、平素からあらゆる機会を通じ、地域住民等に対し、緊急時における避難場所、避難路及び避難時の留意事項について周知徹底を図るものとする。

6 原子力災害警備用装備資機材の整備充実

◆関係所属：警備第二課、警察署

関係所属長は、原子力災害発生時における災害応急活動に従事する職員の安全を確保するため、次の防護資機材の整備充実に努めるものとする。

(1) 放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスクその他の防護用機材

(2) サーバイメータ、ポケット線量計その他のモニタリング用機材

7 職員に対する原子力防災知識等の教養

◆関係所属：厚生課、警備第二課、警察署

関係所属長は、職員に対し、放射線に関する基礎知識、東通原発及びサイクル施設（以下「原子力関連施設」という。）の構造、原子力災害発生時における措置要領等に関する教養を行うものとする。

8 防災訓練の実施

◆関係所属：警備第二課、警察署

関係所属長は、原子力関連施設、県、関係 5 市町村等の関係機関と相互に連携し、原子力災害を想定した実践的な防災訓練を行うものとする。

また、原子力災害を想定した図上訓練や原子力災害警備用装備資機材の操作訓練、放射性粉じん用防護服の着脱訓練等を行うものとする。

第2 災害時における措置

1 情報の受理・連絡

◆関係所属等：通信指令課、警備第二課、当直、警察署

警備第二課長（執務時間外は通信指令長及び当直責任者）は、原子力関連施設等関係機関から、原子力災害につながるおそれがある事故等について通報・連絡を受けた場合は、警察庁、東北管区警察局、警察署等に報告、連絡するものとする。

2 警備体制の確立

◆関係所属：全所属

本部長は、原子力関連施設で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模、事態の推移に応じて、第2章に規定する警備体制をとるとともに、その種別に応じた所要の災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するものとする。この場合において、むつ警察署、野辺地警察署は、警察本部に準じた体制を、それ以外の警察署においては所要の体制を確立するものとする。

3 安定ヨウ素剤の携行・服用指示

◆関係所属：警備第二課、警察署

関係所属長は、職員に対し、原子力災害への進展が予想される事態における現場臨場時には、安定ヨウ素剤を携行させるものとする。また、原子力災害発生時に災害応急対応に従事する職員に対しては、国、県、関係 5 市町村、災害警備本部等と連携し、安定ヨウ素剤の服用指示を適切に実施するものとする。

4 緊急事態応急対策等拠点施設への職員の派遣

◆関係所属：警備第二課、警察署

本部長は、災害情報の収集・連絡、緊急事態応急対策等の調整のため、幹部職員を緊急事態応急対策等拠点施設に派遣するものとする。

5 周辺住民等への情報伝達

◆関係所属：地域課、交通規制課、警備第二課、警察署

関係所属長は、原子力関連施設周辺の地域住民等のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、被災者の安否、医療機関、交通規制、避難方法等に関する情報を正確かつ速やかに伝達するものとする。

6 避難の誘導及び屋内退避の呼びかけ

関係所属長は、県、市町村、防災関係機関等と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導、屋内退避の呼びかけその他の防護活動を行うとともに、住民の避難状況を確認するものとする。

なお、これらの活動に当たっては、避難行動要支援者等に十分に配意するものとする。

7 交通の規制及び緊急輸送の支援

◆関係所属：地域課、交通企画課、交通規制課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署

関係所属長は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ヘリテレ、交通監視カメラ等を活用して、交通状況を迅速に把握するとともに、次の措置を講ずるものとする。

(1) 交通規制

被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して一般車両の通行を禁止するなどの交通規制等を行うものとする。

なお、交通規制の実施に当たっては、国、県、関係5市町村の道路管理者等と連携を図るとともに、必要に応じて、交通誘導の実施等を要請するものとする。

(2) 緊急輸送の支援

国等から派遣される専門家、緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援を行うよう努めるものとする。

8 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

◆関係所属：生活安全企画課、人身安全対策課、地域課、生活保安課、サイバーフィルム課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、警備第一課、警備第二課、外事課、警察署

(1) 関係所属長は、警戒区域及びその周辺において、警ら、検問体制を強化するなどして各種犯罪の未然防止に努めるとともに、必要に応じて安全に関する情報を提供するなどして治安確保に努めるものとする。

(2) 関係所属長は、関係5市町村の長が警戒区域、避難指示区域等を設定したときは、当該指示等の実効を上げるため、県、関係5市町村等と連携し、立て看板、車両用防護柵等により、当該区域への立入りを規制するものとする。

また、避難住民等の警戒区域への一時立入りが行われるときは、関係5市町村と連携し、安全な実施に必要な支援を行うものとする。

(3) 関係所属長は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、関係5市町村等が引き続き警戒区域、避難指示区域等を設定したときは、引き続き必要

な措置をとるものとする。

9 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

◆関係所属：生活保安課、交通指導課、高速道路交通警察隊、警備第二課、警察署

事業所外で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等その他関係機関と協力し、人命救助等の必要な措置を講ずるものとする。

10 警察職員の被ばく対策

◆関係所属：厚生課、警備第二課、警察署

(1) 関係所属長は、警察職員が、被ばくの可能性がある環境下で、原災法第26条が規定する緊急事態応急対策又は人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合の放射線被ばく線量が、次に掲げる限度を超えないように措置を講ずるものとする。

ア 男性職員が緊急事態応急対策に従事する場合

- 5年間の実効線量の限度 100ミリシーベルト
- 1年間の実効線量の限度 50ミリシーベルト

イ 女性職員が緊急事態応急対策に従事する場合

- 3か月間の実効線量の限度 5ミリシーベルト

ウ 妊娠中の女性職員が緊急事態応急対策に従事する場合

体内に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（いわゆる内部被ばく）による実効線量の限度 1ミリシーベルト（ただし、いわゆる外部被ばくについては、前記(1)イを限度とする。）

エ 人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合（女性職員を除く）

- 活動期間中の実効線量の限度 100ミリシーベルト

(2) 関係所属長は、前記(1)の措置を講ずるに際し、放射性物質防護用マスク、ポケット線量計等の防護用機材を有効に活用するなどして、災害警備に従事する職員の被ばく線量を適切に管理するものとする。

また、関係所属長は、原子力災害警備活動に当たり、放射線に被ばくするおそれのある地域における警察活動に従事する職員の被ばく線量を組織的に管理するものとする。

なお、職員の被ばく線量は、個人ごとに管理することとし、必要に応じて医師等に受診をさせるものとする。さらに、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して、関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第3 対応の基準

原子力災害対策については、本章、第2章（警備体制）、第3章（地震災害対策）及び第4章（津波災害対策）の規定によるほか、青森県地域防災計画（原子力災害対策編ほか関係する各編）、青森県警察原子力災害警備計画、その他の関係規程を準用して対応するものとする。

第8章 その他の事故災害対策

第1 海上災害対策

1 災害に備えての措置

◆関係所属：地域課、警備第二課、機動隊、沿岸地域管轄警察署

関係所属長は、海上災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 情報収集・連絡体制の整備

海上保安庁、県、市町村、消防、港湾管理者等関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

(2) 関係機関との相互連携等

海上保安庁、県、市町村、消防、港湾管理者等の関係機関と連携し、海上災害に備えた諸対策に当たるものとする。

(3) 防災訓練の実施

海上保安庁等の関係機関と連携の上、大規模海難事故や危険物等の大量流出を想定した実践的な訓練の実施に努めるものとする。

2 災害時における措置

◆関係所属：地域課、生活保安課、捜査第一課、交通規制課、警備第二課、機動隊、情報通信部、沿岸地域管轄警察署

関係所属長は、大規模な海上災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 情報の収集

大規模な海上災害が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した場合においては、警察用航空機、警察用船舶、無人航空機、水中ドローン等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集活動を行うものとする。

(2) 捜索活動及び救出救助活動

多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、警察用航空機、警察用船舶、無人航空機、水中ドローン等を運用し、迅速な捜索活動及び救出救助活動に当たるものとする。

(3) 危険物等の大量流出時等の措置

ア 沿岸における警戒監視活動

警察用航空機、警察用船舶、無人航空機、水中ドローン等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

イ 危険物等の大量流出等に対する応急対策

海上保安庁等の関係機関と連携し、必要に応じ地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制、防除資機材等の緊急輸送に伴う交通路を確保するとともに、関係機関が行う危険物等の防除活動への協力をうるものとする。

第2 航空災害対策

1 災害に備えての措置

◆関係所属：地域課、警備第二課、機動隊、空港管轄警察署

関係所属長は、航空災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携

空港管理者、県、市、消防等（以下「空港管理者等」という。）の関係機関と相互に連携し、航空災害に備えた諸対策に当たるものとする。

(2) 連絡体制の整備

空港管理者等との連絡体制の整備を図るものとする。

(3) 基礎資料の整備

空港周辺における大規模な航空災害の発生に備え、次の資料の収集及び補正に努めるものとする。

ア 空港施設、運航航空機の種別、航路等

イ 病院等医療機関の収容可能人員、医師数等

ウ 現地警備本部が設置可能な公共施設等

エ 関係機関の所在地及び連絡方法

オ その他必要な資料

(4) 防災訓練の実施

空港管理者等の関係機関と連携し、大規模な航空災害を想定した実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 行方不明航空機等の捜索活動

◆関係所属：地域課、警備第二課、機動隊、警察署

関係所属長は、航空機の行方が不明となり、又は航空機の墜落現場が不明であるなど、航空災害発生のおそれがある場合は、迅速に情報収集に当たるとともに、警察用航空機、警察用船舶、無人航空機、水中ドローン等を運用し、捜索活動に当たるものとする。

3 災害時における措置

◆関係所属：地域課、捜査第一課、交通規制課、警備第二課、機動隊、情報通信部、警察署

関係所属長は、航空災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 情報収集

直ちに墜落現場に急行し、情報収集に当たるものとする。また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報も迅速に収集するものとする。

(2) 救出救助活動

本部直轄部隊による救出救助部隊を編成し、関係機関と連携しながら、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うものとする。

(3) 立入禁止区域の設定等

航空機が人家密集地域へ墜落した場合その他被害が拡大するおそれがある場

合には、立入禁止区域の設定及び地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第3 鉄道災害対策

1 災害に備えての措置

◆関係所属：地域課、警備第二課、機動隊、鉄軌道管轄警察署

関係所属長は、鉄道災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携

鉄軌道事業者等の関係機関と相互に連携し、鉄道災害に備えた諸対策に当たるものとする。

(2) 連絡体制の整備

鉄軌道上及びその直近で落石、土砂崩れ等の異常が発見された場合における鉄軌道事業者への連絡体制の整備を図るものとする。

(3) 防災訓練の実施

鉄軌道事業者等と連携し、大規模な鉄道災害を想定した実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 災害時における措置

◆関係所属：地域課、捜査第一課、交通規制課、機警備第二課、動隊、情報通信部、鉄軌道管轄警察署

関係所属長は、大規模な鉄道災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 救出救助活動

本部直轄部隊による救出救助部隊を編成し、関係機関と連携しながら、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うものとする。この場合、高齢者、障害者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

(2) 立入禁止区域の設定等

脱線した鉄軌道車両により被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域の設定及び地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

3 二次災害の防止

◆関係所属：地域課、捜査第一課、交通指導課、警備第二課、機動隊、鉄軌道管轄警察署

関係所属長は、鉄道災害現場における搜索、救出救助活動等に当たっては、鉄軌道事業者等と連携し、後続車両の衝突等による二次災害を防止するための措置を確実に講ずるものとする。

また、鉄軌道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第4 道路災害対策

1 災害に備えての措置

◆関係所属：地域課、交通企画課、交通指導課、交通規制課、交通機動隊、高

速道路交通警察隊、警備第二課、機動隊、警察署

関係所属長は、道路災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携

道路管理者、県、市町村等の関係機関と相互に連携し、道路災害に備えた諸対策に当たるものとする。

(2) 危険箇所等の把握及び関係機関に対する要請

平素から山（崖）崩れなどの危険箇所等の発見及び把握に努め、基礎資料として整備するとともに、危険度の高い箇所については、関係機関に対し改善、補修の措置を要請するものとする。

(3) 連絡体制等の整備

道路災害に発展するおそれのある山（崖）崩れなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等に対する情報の伝達体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報等、多様な道路災害関連情報の収集体制の整備を図るものとする。

(4) 防災訓練の実施

道路管理者、県、市町村等の関係機関と連携し、大規模な道路災害の発生を想定した実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 災害時における措置

◆関係所属：地域課、捜査第一課、交通企画課、交通指導課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備第二課、機動隊、情報通信部、警察署

関係所属長は、大規模な道路災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 情報収集

直ちに現場に急行し、目撃者からの情報、関係機関への問合せ及び現場の状況などにより、災害に巻き込まれた通行人、通行車両等の被害について確認するものとする。

(2) 救出救助活動

本部直轄部隊による救出救助部隊を編成し、救出救助用機材を有効に活用して、被災者等の救出救助活動を行うものとする。

(3) 立入禁止区域の設定等

道路災害が通行量の多い道路において発生した場合等、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域の設定及び通行者、通行車両等に対する交通規制並びに避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

(4) 危険物の流出に対する応急措置

災害の発生により危険物が流出した場合は、状況に応じて地域住民等の避難誘導等を実施するとともに、関係機関と連携して危険物の除去活動を行うもの

とする。

3 二次災害の防止

◆関係所属：地域課、捜査第一課、交通指導課、警備第二課、機動隊、警察署
関係所属長は、道路災害現場における搜索、救出救助活動等に当たっては、道路管理者等と連携し、トンネル天井板の落下、山（崖）崩れ等による二次災害の防止のため、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第5 危険物等災害対策

1 災害に備えての措置

◆関係所属：地域課、生活保安課、交通指導課、高速道路交通警察隊、警備第二課、警察署
関係所属長は、危険物等災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携

県、市町村、消防、危険物の管理者等の関係機関と相互に連携し、危険物等災害に備えた諸対策に当たるものとする。

(2) 危険物等関係施設の実態把握

平素から危険物等の貯蔵・取扱事業所、高圧ガスの貯蔵・取扱事業所、石油コンビナート等特別防災区域内における危険物等の取扱事業所等の実態把握に努めるものとする。

(3) 連絡体制の整備

危険物等災害が発生した場合に備え、事業者等との連絡体制の整備を図るものとする。

(4) 危険物等災害警備用資機材の整備充実

次の装備資機材の整備・充実に努めるものとする。

ア 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等の防護用機材

イ ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等の救出救助用機材

(5) 地域住民等に対する避難場所等の周知徹底

平素の警察活動を通じ、地域住民等に対し、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難場所、避難路及び避難時の留意事項について周知徹底を図るものとする。

(6) 火薬類取締法等の法令に定める権限行使

危険物等災害を防止するため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

(7) 防災訓練の実施

県、市町村、消防、危険物等の事業者等の関係機関と連携し、大規模な危険物等災害を想定した実践的な訓練を実施するものとする。

2 災害時における措置

◆関係所属：地域課、生活保安課、捜査第一課、交通指導課、交通規制課、高速道路交通警察隊、警備第二課、機動隊、情報通信部、警察署

関係所属長は、大規模な危険物等災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 情報収集

警察用航空機等を活用し、直ちに被害状況等について情報を収集するものとする。また、情報の収集に当たっては、消防、危険物等の事業者等と緊密な連携をとり、安全かつ的確な警察活動に資するため、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集に努めるものとする。

(2) 救出救助活動

本部直轄部隊による救出救助部隊を編成し、被災者等の救出救助、避難誘導活動を行うものとする。

また、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び警察職員の安全を確保するものとする。

(3) 立入禁止区域の設定

危険物等が漏えい、流出又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域の設定及び通行者、通行車両等に対する交通規制並びに避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

(4) 危険物等の大量漏えい等に対する応急対策

危険物等が大量に漏えい、流出又は飛散した場合は、状況に応じて地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するとともに、関係機関と連携し、危険物等の除去活動を行うものとする。

(5) 火薬類取締法等の法令に定める権限行使

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、火薬類取締法等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

第6 火事災害対策

1 災害に備えての措置

◆関係所属：地域課、警備第二課、警察署

関係所属長は、火事災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携

県、市町村、消防、森林管理署等の関係機関と相互に連携し、火事災害に備えた諸対策に当たるものとする。

(2) 管内実態の把握

平素から、火災が発生した場合に大規模な被害発生のおそれがある高層建築物等について、それぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況等の実態把握に努めるものとする。

(3) 連絡体制の整備

大規模な火事災害が発生した場合における消防、高層建築物等の管理者、森林管理署等との連絡体制の整備を図るものとする。

(4) 防災訓練の実施

消防等の実施する大規模な火事災害を想定した実践的な訓練に参加し、相互に連携した訓練を行うよう努めるものとする。

2 災害時における措置

◆関係所属：地域課、捜査第一課、交通規制課、警備第二課、情報通信部、警察署

関係所属長は、大規模な火事災害の発生時においては、立入禁止区域の設定及び地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第7 対応の基準

第7章第3の規定は、本章におけるその他の事故災害対策について準用するものとする。

第9章 災害警備計画等の報告

第1 災害警備計画

署長は、第3章第2の規定により災害警備計画を策定し、又は変更したときは、警備第二課長を経由して本部長に報告するものとする。

第2 災害警備本部要員等

警察本部の各所属長は、本計画及び災害警備本部等の編成を定める別途通達に基づいて災害警備本部及び災害警戒本部の要員を指定し、又は変更したときは、当該職員の所属、階級及び氏名について、警備第二課長を経由して本部長に報告するものとする。

第3 職員の非常参集手段等の報告

警察本部の各所属長は、人事異動後速やかに、交通途絶等を想定した場合における所属職員の参集所要時間等を調査し、警務課長を経由して本部長に報告するものとする。

第4 災害警備活動の総括

各所属長は、災害警備活動終了後、速やかに災害警備活動の状況、反省教訓事項等を総括し、警備第二課長を経由して本部長に報告するものとする。